

世界の監獄 (二)

——その系譜と類型——

重 松 一 義

第五章 城塞監獄

第六章 軍事監獄

第五章 城塞監獄

一 監獄転用に好適であつた城塞例

西洋の城には裝飾として王冠状凹凸の城塔・外壁を整え、最初から王宮・宮殿として造られたフランスのジャンポール城 Chateau de Chambord、フロア城 Chateau de Blois、スペインのアルハンブラ宮殿 Palacio de la Alhambra、三重の城塞をもつロシアのクレムリン城塞宮殿 Kremlin など、優雅豪壮な城をまず思いうかべる。また「白雪姫と七人の小人」のモデルで、削った鉛筆を突立てたような童話風の塔をもつスペインのアルカサールのセゴビア城 Alcazar de Segovia、あるいは同じく「眠れる森の美女」の舞台といわれるフランスのリーミュル城

RÉMIÉL' (Château d'Usse) ヘルギーのアントワープ城 Antwerp Steen' ドイツのエルツ城 Burg Eltz' イノシュヴァンシュタイン城 Schloss Neushanstein といった、お伽の国から抜け出たような城がこれである。たしかに城塞としての外見をもつが、いずれも監獄転用には不向きな美術館そのものといえる城塞である。

難攻不落の砦とも、攻守ゆるぎない本格的大城塞 Festung といえる戦鬪的城塞は、おおむね中世に発達、塔、城壁をもち、城壁内にある封建領主の邸宅・市街・寺院を防衛する砦として、険固な山岳上や断崖などを選び構築されている。ドイツでは高層の尖頭型、フランスでは同心円型城郭 Concentric Castle が多く、スペインのトレド城・アビラの古城、オランダのライデン城、ハムレットで知られるデンマークのクロンボーク城、吸血鬼ドラキュラで知られるルーマニアのブラン城などは、方型もしくは円型との組合せといった型のものが多くみられる。

この天守閣に相当する中心の高層建物 (Keep、独語で Hohen)・塔 (Tower)・櫓 (Turm)・城壁・地下室 (倉庫・牢) などが城塞の基本的設備としてあり、その堅牢さと威圧感から、いかにも、そのまま監獄に転用することがふさわしい城塞が今なお現存する。

南フランスのエーグ・モルト城 Algues Mortes は一二世紀の築城で、地中海に面した城郭都市である。そのコンスタンス塔 (塩塔) と呼ばれる見張塔は、一四世紀から牢獄に用いられたことで知られ、幽閉囚として大逆の罪を問われた貴族シャルル・ダランソン、神殿騎士団の人々、宗教戦争時代に捕われた新教徒の人々である。またフランスのロアール県にある十一世紀築城の山城ロシュ城 Loches は、イタリアのスフォルツェスコ城、スイスのペリンツォナ城の造りと酷似した小窓の多い角型のキープをもつ戦艦型城塞で、外観上は最も監獄らしい威圧感・重量感をもっている。ここは軍事監獄の項で後述するごとくイタリアのミラノ公が幽囚され獄死した城として知られ

ている。

スペインのモタ城 *Castle Mora* は、マドリードの北方一七〇キロの地点にあるレンガの大構築であつて、高い城壁をもつて円型・方型の塔を囲むスペインの代表的城塞である。十三世紀から十五世紀にわたる築城であるが、近世では長く監獄として用いられてきたものである。またスペインといつても地中海上にあるバレーレス諸島の大きな島マリョルカには、バルセロナのはるか沖合にわたるが、ベルベル城 *BELBEL* という異色の城塞がある。これは山頂にタイヤを寝かせたような大円型の城を、四つの塔が挟むというデンデン虫型の城塞で、今も聳え立っている。古く十三世紀マリョルカ王国の要塞宮殿として築かれたものであるが、二十世紀のはじめまで長く監獄として用いられ、地中海上の島嶼にある監獄としては最大規模のものである。

このほか、ヨーロッパの城塞には監獄に転用される例が多く、イタリアのナポリ(旧ナポリ王国)のカステル・ヌーヴォ *Castel Nuovo* (別名 *Castel Angionio*) は、十三世紀にスペイン支配下に築城されたもので、宮殿でもあるが一部監獄に充てられた時期がある。旧チェコスロバキヤの首都プラハ城には十二世紀に建てられたという古い城門「黒い塔」が遺構としてあり、これは十五世紀から十八世紀の中頃まで牢獄として使用されてきたもので、同じくブラハのカリヤン寺院(一二二七年建造)の尖頭は、死刑囚を突き落とす場所であつたといわれている。カスピ海に面した大都市バクー *Baku* (ロシア語 *Baky*) も一二世紀に築造の要塞都市で二重の城壁を備え、その城塔の一つ「乙女の塔」は、美貌の乙女ギリヤクを幽閉していたが、そこより身を投げたといわれる伝承の塔である。

ロシアの城塞監獄については、ペトロパヴロフスク城塞を代表として挙げられるが、これは後述の革命の舞台となつた城塞監獄の項で触れるとして、旧ラトヴィア共和国の首都リガの「旧城門は囚人を監禁した」という部屋が

遺されており、同じく十三世紀につくられた火薬庫が革命博物館に使われている⁽⁷²⁾とあり、旧ソ連邦カラ・カルバク自治共和国のトブラクカラ Torak Kara の小さな四角い古城は、砦といえる城塞で、囚人や捕虜の施設として用いられたといわれる。

トルコのコンスタンティノーブルにはテオドンウス城という堅牢な城塞監獄があり、

陥落の後、一時、王冠宝石類の補助保管所に用いられたが、その後は国家の牢獄に変わり、多数のエピソードが、囚われ人の壁への落書きとともに残っている。最も有名なエピソードは、スルタン・オスマン二世が親衛隊イエニチエリの反乱にあつてここに幽せられ、絞首されたことである。その小さい部屋はいまも残っている⁽⁷³⁾。といった見聞もあり、監獄転用には条件の揃った城塞であつたといえるものである。

ドイツでは、特にクフシュタイン城 Feste Kufstein は一四一四年から一八六四年まで、実に四五〇年間もの長あいだ、監獄として用いられており、世界でも最長の使用期間をもつ監獄転用例といえよう。またブレーメンでも、その城門の一つの塔が牢獄に使われており、

塔の下部に、従十三呎四吋・横六呎八吋・高さ六呎の頑丈な部屋（すなわち監房）が四つある。扉は高さ四呎十吋厚さ五吋で、板と板との間に鉄板が入れてある。窓は僅かに小さい孔（十四吋に九吋）に過ぎぬ。一監房には五年前に見た一囚人が依然として拘禁されていた⁽⁷⁴⁾。

という記録もみられる。

スウェーデンの水城カルマン城 Kalmar slot は、初期、どうしたことか王女の部屋の隣に獄舎の塔があつたことが、今に遺る城内配置の図面で知られており、同じ北欧のフィンランドでは、首都ヘルシンキ北方一〇〇キロに

クロンボルク城 Kronborg Slot があるが、これはハメーンリンナの町にある湖畔の小さな古城で、長く監獄として使用されつづけ、ごく最近の一九六〇年に歴史博物館となつて、監獄は他に新設移転している。

このほか、ベルギーのゲントにあるフランドル伯城 Het Gravensteen も牢獄に用いられ、今もその拷問室などが展示されており、オランダのハーグには、かつてのフロリス公の居城正門が一四〇〇年から一八二八年まで牢獄として用いられたところである。ここも現在は拷問器具博物館 Museum Gevangenschap として、八つ裂きの処刑室などが公開されている。団藤重光博士の『刑法紀行』にも、このハーグの旧城門「とらわれの門」は現在博物館となつており、そこには

餓死刑の部屋もあつた。ここに食事を与えないで監禁するのであるが、残酷なことには、その向かい側に料理室が設けられていて、そのいいにおいが監禁室に流れてゆくようになっていたのである。病囚を収容する部屋もあつた。政治犯を監禁する特別の部屋もあつた。⁽⁷⁵⁾

と相当に手の込んだ「臭い攻め」とでも云える意地の悪い部屋の配置が工夫せられていたようである。

さらにまた、このオランダは国際司法裁判所の所在地として有名であるばかりか、フーゴー・グロチウス Hugo Grotius (1583-1645) が幽囚され脱獄した古城のあつたところでもあることを忘れてはならぬであろう。彼は『平戦法規論』(戦争と平和の法) De Jure Belli de Pacis などを著わし、「国際法の父」といわれている大学者であるが、当時のオランダではアルメニアン教徒(党)とゴマリスト教徒(党)との教理をめぐる神学論争が激しく対立、オランダ・イギリス間の紛争下でもあつた時期で、不幸にもオランダ総督モーリスがゴマリスト教徒側に組みしたため、ハーグの特別裁判によりアルメニアン教徒側の巨頭バーネフェルトは死刑、同じくグロチウスも一六一

九年五月一八日、終身禁錮刑・財産没収の言渡を受けたのである。このため

「彼は同年六月六日海路ローフェスタインに護送され、その古城に幽閉された。妻子は同じ城砦内に居住することを許されて間もなく同地に来た」⁽⁷⁶⁾

「三十六歳の彼は夫人マリアと獄中を共にしているが、一六二一年三月二二日、夫人マリアの奇智、胆略により、不用書籍として櫃に潜む彼を城兵により城外に搬出することに成功、一六二一年四月、フランス国王ルイー三世の保護のもとパリにたどりついている」⁽⁷⁷⁾

とあるごとく、その事情を伝えている。このゴルタムの町に近いといわれる幽囚の古城ローフェスタイン Roosen-daal-Stein からの脱獄後は、用意された馬車でひたすら逃亡、翌朝、アントワープ Antwerpen (現ベルギー領) の旧友宅にたどり着き、そこからフランスのパリへと亡命している。のちスウェーデンに迎えられ、駐仏大使などを勤めているが、オランダ国情は彼を迎え入れる十分な条件をもたず、晩年は北ドイツのロストックで客死している。六十二歳であった。遺骸は祖国オランダの故郷デルフトにあるオレンジ公の傍に葬られているが

「オランダの囚人にして亡命者

スウェーデン女王の公使

フーゴー・グローチウスここに眠る」

という近代自然法の祖・国際法の父といわれる彼の墓碑銘としては余りに不遇に過ぎるといえよう。

つづいてイギリスの城塞監獄であるが、リッチモンド城 Richmond Castle にはロビンフット塔と呼ばれる塔があって、スコットランドのウィリアム獅子王が一時幽閉されており、ワーウィック城 Warwick Castle には五階の

層をもつハート型のシーザー塔一階が牢として使われてきた所といわれる。コンウェイ城 Conway Castle もコーフ城 Corfe Castle も同様に獄舎の塔 Prison Tower といわれるものがあり、カーフィリイ城 Carphilly Castle の廃墟となろうとしている城塔も、一五三六年以来、牢舎として、しばしば用いられてきたといわれる。

二 陰惨で流血の秘史をもつ城塔監獄

城塔にまつわる処刑・流血の多くは、宗教的対立や政敵に対するもので、とかく陰秘され、謎の惨劇のごとく語り継がれている。しかし、歴史上の舞台として明らかなものもかなりあり、北イタリアのカノッサ城 Castle of Canossa は、一〇七七年の「カノッサの屈辱」といわれるように、法王グレゴリーウス七世より破門されたドイツの神聖ローマ帝国皇帝ハインリヒ四世が、この城外に雪中三日間もたらずで赦免を乞うた屈辱の城である。

イタリアのミラノのスフォルツァ城 Castello Sforzesco も一三六八年に築かれた古い城で、ミラノ公の居城であるが、その後、狭間、石落しなど攻撃力が強化され、一六世紀には世界最強の要塞とまでいわれたという。フランスのロッシュユ城と同様、四角い小窓が並列、城門塔は戦艦の艦橋に以て威圧的である。しかしフランス軍には無傷で攻め落され、城主ミラノ公は先述のごとくフランスのロッシュユ城に幽閉され獄死するのである。以降この城は長く兵舎として使用され、一部は時に牢舎にも転用されたことがあったという。

同じくイタリアのローマ市内、テレベ河右岸にあるサンタ・アンジエロ城 Castello Sant'Angero は、古く紀元一三九年以降、歴代ローマ皇帝ハドリアヌス一族の寺院(霊廟・墓所)としてあるが、中世になってからゲルマンの侵入を防ぐため、城塞として補強を重ねている。一五二七年五月五日、ドイツ・スペイン両軍のローマ侵攻で、

パチカンの法王クレメンズ七世は辛くもサンタ・アンジェロ城に通じる秘密の地下通路で逃れたという。いわゆる史上有名な「ローマの略奪」で、この前後から著名な政治家・宗教家・文化人を多く幽閉する牢獄へと転用されている。なかでも哲学者であり天文学者のジョルダ・ブルーノは、コペルニクスの地動説を支持し、受継ぎ、「地球は太陽の周りを廻る一遊星である」と主張し、度重なる拷問にもその説を曲げず、七年間もこの城に幽閉され火刑に処せられている。「地球は宇宙の中心」とするカトリックの教義からは全たく異端の説であり、三十年後にガリレオが唱える「それでも地球は動いている」の先駆的言動を吐いた犠牲者であった。その後、この城はローマ法王領のもと、重罪国事犯（政治犯・宗教犯）の監獄として、つぎのような運用がみられている。

「法王が薨じた時には諸監獄が大掃除されるので、囚人が大牢獄（筆者注Ⅱこの獄は特定できないが、他の牢獄および宗教裁判所の牢獄からとみる）から此の所に送られてくる」⁽⁷⁸⁾

と記しており、宗教裁判所牢獄は寺院監獄の章で触れているが、別のサンペテロ大寺院の近くにあつて、死刑囚の墓地はサン・ギオ・バティスタ・テコラト寺院内にあつたと記している。その死刑囚は明らかにローマ教皇の宗教裁判所による判決のもと処刑された地位ある人々とみられ、貴族の家族により構成される慈善教団 *confraternita della misericordia* がその処刑と事後の処置にあつてゐることにより推察される。すなわち

「囚人に死刑の宣告が下されると、処刑の前夜教団中の一人か二人が真夜中に囚人の許へ行つてその旨を伝え、その者が死ぬまで一緒にいる。そして懺悔聴聞僧と共にその者を訓戒慰藉し、何でも最も喜ぶ食物を自由に与える。死刑の執行には全教団の人々が白衣を纏つて立会ふ。囚人が死ぬと、夕方までその死体を吊るしたままにしておき（筆者注Ⅱ絞首刑である）、教団員の一人——大抵は貴族が綱を切つて死骸を下ろし、犯罪者用の墓地

に運ばせるのである。私が墓地に行ったのは八月二十九日で、丁度年一回の公開日だった。

大寺院に続いて礼拝堂があり、礼拝堂の一方が庭、三方がドーリヤ式の柱廊になっている。此の前面の柱廊の舗道（此の所には数々の大理石があつて、石毎に死刑囚を埋葬する円い穴がある。これ等の大理石の周囲には次の如き銘がある。『主よ、主のみ裁きあらんとき、我等を死罪となし賜う勿れ』“Domine, cum veneris iudicare, Nominos condemnare”）と、その中央に女囚が埋められている。イタリアでは一般に棺が用いられてないので、男囚は処刑の時その俣の服装で埋葬されるのである。⁽⁷⁹⁾

この記述からみて、サンタンジェロ城幽囚の国事犯は宗教裁判所での死刑囚でもあり、そこに密接な関連が牢獄のあるサンタンジェロとあつたことを知る。このハワードの視察があつて約一〇〇年後の一八七〇年、イタリアはエマヌエレ二世により統一されており、この一大ドーム状の城塞サンタンジェロは守備隊の兵舎と監獄に使い分けながら依然使用せられている。ともかくローマ時代から一五〇〇年以上、一貫して寺院・城塞・兵舎・監獄として用いられ、二十世紀以降は、頂上に聖天使像のある武器を中心とした歴史博物館として現存している。⁽⁸⁰⁾

ところで、陰惨で血に塗りこめられた城塔として広く知られるのは、やはりイギリスのロンドン塔(Tower of London)であろう。この塔はテムズ河北岸、タワー・ブリッジを渡ったところであり、近年、古城壁の発掘から、古くローマ時代、シーザーの軍団が駐留したときより、すでに砦があつたといわれる。今日の姿のロンドン塔は、侵入占拠した一〇六六年、征服王ウィリアム一世により構築の手が下され、一〇七八年にロチェスター司教ガンダルフ Gundulf がウィリアム一世の命を受けて本格的に着工、増改築がなされ、一五九七年の銅版画俯瞰図などより、十四世紀には中央の白塔(white Tower・初期はウィリアム塔と呼称)を中心にはぼ十二の塔と六角型で二重の

城壁をもつ現状に整えられたことが知られる。今は空濠となつてゐるが、当時はテムズ河から水を引く幅広い堀がめぐらされていた。

築城初期からヘンリー三世（在位一二一六―七二）時代のころまでは、ロンドン塔は城塞として各城門塔に戦闘用設備、例えば敵の攻撃ある場合には、すぐさま落下できる「落とし格子」の仕掛けやら、熱湯・石灰を投下する殺傷用孔も備えられていたといわれ、南の水門に隣接したウォーク・フィールド塔 Wakefield Tower に今も遺る小洞窟のような衛兵番所（番兵の看視室） guard room はその面影をよく感じさせる。

十七世紀までは、このような城塞兼王宮としてあり、中央部の白塔に King's Chamber がみるように新王戴冠式の行列の出発する場所であったが、やがて王室関係者や貴族など、政争の国事犯幽囚の専用牢獄・王室監獄として用いられてゆくのである。またすでに十六世紀からそのような傾向と使用の実績があつた。たしかに牢獄に転用するには最適の構造となつており、テムズ河に連がるこの鉄柵水門は「反逆者の門 Traitors Gate」と呼ばれている。ウエストミンスターの大法廷で断罪された人々が、テムズ河から船でここに送り込まれてくる国事犯専用の地獄門で、この門をくぐれば再びこの門を出ることはなく、処刑台への「くぐり門」でもあつた。それらの人々は塔の敷地内外の、つぎの三箇所で処刑されている。若干の例を挙げれば、

△ 塔内の一室で内密処刑

初期にはつぎの二つの塔内一室での処刑が伝えられている。

流血の塔 Bloody Tower（一二二五年建造）は、幼ない国王エドワード五世（一二歳）と弟の王子リチャード（ヨーク公）が、王位を担う叔父で摂政でもあるグロスター公（のちのリチャード三世）により一四八三年幽閉され、

一四八五年兵に大斧で斬首されている。

ボーシャン塔(西の塔とも呼ばれた) Beauchamps Tower では一四〇一年にクルウィック伯爵と呼ばれたトーマス・ボーシャン(Thomas Beauchamps)が斧で斬首された塔である。またヘンリー六世 Henry VI も一四七一年ここで暗殺されている。当時のロンドン塔は、ウェストミンスター(政治権力を象徴)とカンタベリー(宗教勢力の象徴)との抗争、王位をめぐるヨーク家とランカスター家の争いと、英国史の縮図そのものをみるのである。

△ 塔内タワー・グリーンでの内密処刑

塔敷地内の聖ペテロ礼拝堂 Chapel of St. Peter ad Vincula の前の芝生 Tower Green に置かれた断頭用ブロック Site of the block に首を置かせ、斧で斬首している。

一五三五年六月 ジョン・フィッツシャーを斧で処刑

一五三五年七月 大法官トーマス・モアを斧で処刑している。彼はローマ教会からの分離、イングランド教会の創立にも反対、ヘンリー八世の再婚にも反対したため断罪されているが、死刑執行人に「うまくやって下さいよ。私の髭には罪はないので斬り落さぬよう頼みますよ」という最後の言葉は有名で、王権に服すよりローマ教会の信仰に殉じたモアの信仰の厚さと人柄を示すものである。モアの首は一三日間ロンドン・ブリッジの袂に晒されているが、最後の二三日目の夜、カンタベリーに住む娘のマーガレット・ローパーがこの首を受取るや、馬車を疾走させ、同地のセント・ダNSTAN教会に手厚く葬ったと、同教会説明板碑に記している。

一五三六年 六人もの王妃を取替えたヘンリー八世の二番目の王妃エリザベス・一世の母アン・ブーリン Queen Anne Boleyn が不貞の罪で斬首されている。シェークスピアの戯曲『ヘンリー八世』は、当時の残酷

な有様をリアルに描いているが、彼女は斧による失敗を危惧、希望により剣で斬首されている。

一五四一年 ソールズベリー伯爵夫人マーガレット Margaret, Countess of Salisbury が処刑されている。彼女は七〇歳で、ブロック上に頭を置くことを拒否、芝生の上を走り廻り、死刑執行人に捕りおさえられて斧で斬首された。その処刑は塔外タワー・ヒルともいわれ定かでない。

一五四二年 ヘンリー八世の五番目の妃キャサリン・ハワード Queen Catherin Howard が斬首されている。

一五五四年 ローサンバランド公の謀略により夫と共に連坐し斬首されたグッドリー家のジェイン・グレイ夫人は、ロンドン塔で処刑された女性として才色兼備、最も若く美しい気品ある人として伝えられ、その刑死の姿も潔ぎよかったという。エインズワースの小説『ロンドン塔』では、「主よ、あなたの御手の内に、わが魂を託します」との最後の言葉と共に、斧が落ちたと記されている。塔上楼台での処刑という痛ましい姿が木版画で見られるが、このころは例外なくタワー・グリーンでの処刑とみられる。ロンドン塔での女性の亡霊伝説は数多く、グレイの亡霊は処刑四〇三年後の一九五七年にも出たという騒ぎが伝えられている。

△ 塔外タワー・ヒルでの公開処刑

ここは塔北外壁の外側にある空濠の丘状土手「Tower Hill outside the perimeter」であって、現在は地下鉄タワー・ヒル駅前のトリニティ広場となっており、跡碑でもってその場所を示している。ここでの執行例はあまりないが大勢の群衆の歓声のなかで処刑されたといわれている。二、三示せば

一六〇一年 エリザベス一世の寵臣でロマンスの相手として知られるエセック伯爵は対スペイン戦やアイルランドの鎮圧の失敗、議会軍を率いたクーデタ計画の失敗などにより反逆罪として斧で斬首されている。

一六一八年 ジェームス一世に退けられ三回もベル塔に幽閉されたエリザベス一世の寵臣で探検家でもある軍人ウォーター・ローリー卿 Sir Walter Raleigh が斬首されている。

一六四五年 ウォルター・ロード大司教が、ウイリアム一世を最後まで支えながら反逆罪で斬首されている。

一七四六年 ロバット卿を斬首。タワー・ヒル最後の処刑者で、老齢であるため関節が曲らず、特に高いプロックを設け斬首されている。

ロンドン塔内には二つの礼拝堂があり、中央塔 Keep であるホワイト・タワー White Tower 内の聖ヨハネ礼拝堂は王・廷臣用で、タワー・グリーン^{Green}の背後にある聖ペテロ礼拝堂、正式には「鎖に繋がれし聖ペテロの王立礼拝堂」という聖書の使徒行伝の故事にちなむ名称をもつのであるが、幽囚者・処刑者用のものである。したがって処刑者の遺体は、本来この聖ペテロ礼拝堂本堂祭壇の板木下に運ばれ埋葬されることになっているが、その扱いは時により区々である。

英国史をひもとけば、一五〇一七世紀にわたり、国王・王女・貴族らの処刑はロンドン塔以外のところでも執行されている。特に一五八七年二月、エリザベス一世への反逆として、スコットランド女王メアリー・スチュアート(在位一五四二―一六七) Mary Stuart の処刑がある。彼女は美貌で教養深い女性であるが、旧教徒であるということと、ヘンリー七世の曾孫であるということも禍わいし、英国女王になることも考えられる血統と立場であるが、それを画策したとの陰謀のもと、一九年間も幽閉のうえ不運にも処刑されている。また一六四九年一月には護民官クロムウエルの、いわゆる清教徒革命^{ピューリタン}により、国王チャールズ一世が Bancket Hays の White Hall 前で群集のもと、公開で斬首されていることも特筆される出来事で、その処刑の絵画は Granger Collection として今も公開さ

れている。

ロンドン塔の各塔にはそれぞれに幽閉の歴史があり、

○ 西南端のベル塔 Bell Tower では国王リチャード二世や、オルレアン公チャールズ（同公は二〇年間幽囚され、のち身代金により解放される）、内親王時代のエリザベス一世（約二ヶ月間幽囚）、ジョン・フィッツシャー、大法官トーマス・モア、大法官で哲学者でもあるフランシス・ベーコンも一六二一年に収賄罪で禁錮され、一六八八年にはカンタベリー大主教のトマス・克蘭マーら七人が煽動の罪で幽囚（間もなく無罪となる）されている。

○ 東南隅のソルト塔 Salt Tower には、エリザベス一世時代に改宗を拒む身分の高いカトリック教徒が幽囚されている。

○ ベル塔の右隣りにあるクイーンズ・ハウス Queen's House は、ジェームス一世暗殺と議会爆破を企てた陰謀としてガイ・ホークスが拷問を受けたところとして知られ、これら実際に使った拷問具は、その他の処刑用大斧などと共に、のちボイヤータワー Bower Tower に収納され、陳列されている。

○ ベル塔の北側、城壁の中間にあるビーチャム塔 Beauchamp Tower はビーチャム伯爵が幽囚され、その名が用いられている。ここはジェイン・グレイ夫人が処刑されるまで幽閉されていた塔で、壁に Jane の四文字が刻まれ遺っている。

○ 北側城壁のブリック塔 Brick Tower はウォーター・ローリー卿が一三年間幽囚された所で、ロンドン塔でも最も暗く陰気なところである。

このロンドン塔からの脱出企図は幾つかみられているが、成功例は稀で、一七一五年のジャコビッティの反乱に

加担したとされるニステール伯爵が処刑される前夜、女給仕^{ウエイテス}に変装して成功しており、これが具体的に伝えられている唯一の例である。

『監獄事情』視察のためにハワードが訪れた一七八三年九月一日には

「一七八一年十二月三十一日にローレンスなる人が出獄して以来、囚人は一人もいなかった」、「この塔の長官たるコンスタブル・オブ・ザ・タワー、その補佐官及びガヴァナーなる補佐官代理その他の役人が守護し、この内には看守が四十人いる。看守は皆十六世紀風の宮廷衛士の服装をしている。この内の十九人が担当看守で、各々独立の設備のよい獄舎を担当し、ガヴァナーは自分の裁量でこの孰れかの獄舎に国事犯を収容する。以前は監房としては二階の最上等の二部屋を使用するのが慣例となっていたが、其の後、塔内営繕部の手によって窓に鉄棒が取付けられている」⁽⁸¹⁾

との記述がみられる。わが国では明治五年（一八七二）、特命全権大使として赴いた岩倉具視一行の使節団が日本人として初めて公式にここを訪れ、その実際を見聞するのであって、

達迷斯河^{テイルムス}ニ沿ヒテ、所謂、長馳道^{いひゆる}ナルモノアリ、周囲ハ樹木葱然タリ、門ニ入り進行スレハ、石垣牢固ニシテ、鉄関ヲ施ス、古色蒼然タリ、時ニ幽暗ノ処ヲスグ、人ヲシテ意思竦然^{しうぜん}タラシム、古時囚牢の跡アリ、昔時英王カ婦人ヲ斬戮^{ざんりく}セル跡アリ、城ニ入レハ、壁内ニ二王子ヲ殺シテ屍ヲ隠セシ所アリ、其他古来淫虐^{いんぎやく}惨暴ヲ行ヒシ跡多ク、今ニシテ其蹟^{あと}ヲミテモ、猶人ノ毛髮ヲ立テシム⁽⁸²⁾

と記している。ウィクトリア朝最盛期のロンドンとしては、すでに違和感のある中古の遺物であるが、歴史の重みと曲節を眼の辺りにみるものである。その三十数年後、文豪夏目漱石もこの情景をみるにより『倫敦塔』の一

文を記している。

それからさらに歳月が流れ、第一次世界大戦中には、この塔内で敵国外人牒報団スバイの処刑がなされ、第二次世界大戦後には、ナチの副総統であったルドルフ・ヘスを一時監禁するなど、なお国際的な監獄の役目を果している。また一千九百七十四年七月十七日の白昼、ロンドン塔内中央部の白塔 White Tower 地下で、すさまじい爆発音と共に死者一名、重軽傷三十人余という惨事があり、その多くは観光客の婦女や子供達で、ロンドン警視庁はIRA（北アイルランドの過激派）の犯行と断定している。その真相はなお不明であるが、改めて現代なおロンドン塔は政治にからむ流血の城塞というイメージを想いおこさせたものである。

三 革命の舞台となった城塞監獄

城塞監獄のなかでも、フランス革命の発端となったパリのバステイユ要塞や、タンプル塔、コンシエルジュリヤ牢獄、ロシア革命の指導者が多数投獄されたペテルブルグ要塞などは歴史の大舞台でもある。

フランス革命においてバステイユ Bastille が最初に標的にされたのは、フランスの旧体制 ancien régime の矛盾と危機を知ることにより、よく理解されてゆく。フランスの旧体制の身分と役割は、「僧は祈り、貴族は戦い、平民は耕す」といわれるように明瞭であって、とりわけ王権と貴族特権が強いものであった。

貴族特権の中で注目される権限は高等法院 Parlement の国王への意見具申権・法律登録権・最高裁判権・法規的判示権で、いわば国会と最高裁判所の二権を兼ね合わせた機能をもつものであった。その評定官約一七〇人はほとんど貴族（他に若干の検事・弁護士を含む）であって、体制としては国王権力の行使に公式に正面から反対し、対

決も可能な仕組みの機関であったと法制的に説明できる。しかも、この評定官は金により買える売官制（購入・譲渡可能）のものであったことも、絶対王制といわれる政体として、予測もしなかつたアルジョア階級（自営農民・中小工場経営者・富裕商人）台頭に無防備なウイーク・ポイントであった。後世、フランソワ・フュレがこれにつき「職務の所有権を有する国家公務員団体をつくりあげた。これは諸刃の剣である（中略）、官職売買は同時に所有権の独立を職任官集団に与えるからである」⁽⁸³⁾と評することによつても知られよう。

高等法院はこれらの権限に立ち、法律修正案・予算案・反対者の逮捕や投獄をめぐる国王権力と衝突、あるいは執拗な抵抗を繰り返しており、特に普仏戦争、スペイン戦争、ポーランドおよびオーストリアの王位継承戦争、アメリカ独立戦争がこの間からみ、負債が累積、平民への課税と物価高騰にはね返っている。しかし、こうした社会、経済情勢と遊離したルイ王朝の豪華な宮廷生活は変ることなく、浪費の限りをつくしていたのである。ここに幼君ルイ一四世の治世である一六四八年、平民の乱ではなく、フロンド Fronde の乱、これは貴族が反乱を起こすという皮肉な反乱であるが、百姓一揆と共に起こっており、これがフランス革命の露払い的役割となつてゆく。

こうして浪費の象徴とされたヴェルサイユ宮殿、その最大の浪費家マリー・アントワネットへの民家からの非難が次第に烽火のごとく燃えあがるのである。不作による食糧事情の悪化の最中、一七七四年五月財務総監に任命された期待のチエルゴは、「破産せず、増税せず、借り入れず」の三大方針で臨み、各地の暴動鎮圧に成功、一七七六年三月高等法院でギルド廃止令（穀物取引の自由化・賦役の廃止・ギルドの解放）の通過にも成功しながら、利害の反する貴族・地主・ギルド自体にも反撥され、わずか二カ月後の五月に解任されている。後任にネッケル、カロ

ンヌ、プリエンヌなどが入れ替り財務を担当しているが、いずれも挫折に終っている。このため一橋大学教授津田内匠氏が「チエルゴの解任は、フランス絶対王政の積年の弊が、もはや経済改革では解決しえないものであることを内外にはっきりと告知したものである」と評される⁽⁸⁴⁾帰趨となったわけである。こうして、ついにパンドラの箱はあけられてしまふのであり、貴族の陰謀とか野盗の大軍迫るなどの不安なデマが次々と飛び交うなか、パリで民衆が最も群がるプロムナード（回廊）「パレ・ロワイヤル」Palais Royal 界限は反対制煽動家、反対制に共鳴する群衆の溜り場と化していた。⁽⁸⁵⁾

フランス革命の導火線となり、標的ともなったパリ市東部のバステュー要塞は、このような情勢のもと、専制政治・旧体制の象徴と民衆の眼に映じていたのである。この要塞は革命四〇〇年前の一三八三年、パリのサン・タントワンヌの市門を守るため、その門の横に構築された城砦であった。幅は二五メートル、深さ八メートルの水深を保つ濠で囲われており、城壁の高さは三〇メートル、そこに「自由の塔」など八つの円塔が屹立、パリ全市と郊外を睨み据えていた。城には二つの跳ね橋があり、その入口は唯一つ、その地下は大火薬庫であり武器庫であった。

しかし、シャルル六世（在任一三八〇―一四二二）のとき若干の政治犯を幽閉、ルイ一世（一四二二―一四八三）のときにも若干幽閉しているが、一七世紀のルイ一三世のとき、この地下は監獄として改造がなされ、特に宰相リシュリーの代より勅令違反者などが国王印（勅令逮捕状）で収監されてゆき、フウケなど著名政治犯を拘禁する代表的な王室監獄・要塞監獄へと変容、ルイ一四世（一六三八―一七一五）治下ではヴォルテールが二度も投獄され、ユグノー弾圧で知られるルヴォワ侯爵（元陸軍大臣）が投獄されている。ルイ一五世（一七一〇―一七七四）の代に

は、在獄三五年というラチユッドがいた。彼はルイ一五世が寵愛したボンパドール夫人を毒殺したという疑い得名が知られ、一七五六年二月二五日のことであるが、縄梯子で塔の上から降りて成功するなど、脱獄囚（一七五〇年六月にはヴァンセンヌ監獄で脱獄している）としても有名である。ルイ一六世（一七五四―一七九三）の代には、陥落一〇日前まで拘束されていたというサド侯爵 François de Sado（出獄後『悪徳の栄え』『ソドム百二十日』など性倒錯小説を著わす）など枚挙にいとまがない。一七世紀以降は殺人など凶悪囚や狂囚、貧しい下層の平民囚などは、上部塔内ではなく小さな窓に代わる孔があるだけの地下牢の方へ押し込められていた。当時この監獄を視察したジョン・ハワードは、その著『監獄事情』に

塔々の底にある土牢は恐ろしく臭く、ひき蛙や鼠や種々の害虫の巣窟と化している。土牢の隅には壁に取付けられた数本の鉄棒に板を通した折畳み式の寝台があり、囚人にはそれに敷く藁も与えられない。こうした洞穴の土牢は濠に面して数個の孔があるだけで窓がないので暗い。土牢には皆大きな門と錠の付いた二重扉——内扉は鉄張り——がある。監房は五種類あつて、最も恐るべき土牢に次ぐものは鉄檻監房である。此の所にはこれが三房ある。これは堅牢な鉄張棒で作られた檻で、縦八呎・横六呎ある。⁸⁶

とリアルに伝えている。なおバステューユ監獄を陥落させたとき、解放した在囚はわずかに七人で、うち四人は為替手形の偽造、二人は精神異常者、一人は一七六五年より近親相姦とも殺人ともいわれる不明確な疑いで、家族の願いにより無理やり投獄されていたソラーージュ伯爵という意外な顔ぶれであつた。

革命時、このバステューユ要塞監獄の守備隊は、司令官ド・ローネ侯爵と六五名の老兵（傷痍軍人）、それに三名のスイス人傭兵という少数であつた。しかし、絶対王制・圧政の象徴バステューユの占拠と解放は、これら権

威の剝奪・失墜を意味するものとして、国王処刑と共に最も象徴的な事柄であった。したがって、バステュー要塞監獄は解放の翌々日から一〇〇〇人を動員、解体作業がはじまり、五カ月でその撤去を終えている。その石材は一七八四年から建設中であったコンコルド橋に使用されており、現在手近かに見える石材の遺物は、地下鉄バステュー駅ホーム、ボビニー方面行きの一隅に DOCUMENTS MUSEE の標示で横たわる土台石のみである。また地上でのその位置を示すものは、バステュー広場の真ん中に「七月の円柱」と呼ばれる五二メートルのポールが記念碑として立っている。その精密な要塞監獄の姿は、フランス歴史博物館 Musée de l'Histoire de France、カルナヴァレ美術館 Musée Carnavalet、ヴェルサイユ宮殿美術館 Musée Versailles の屋内球戯場などにある立体模型により知ることができる。関係古文書はバステュー広場の南にあるアルスナル図書館に保存されており、その絵画類はカルナヴァレ美術館が最も多く収蔵、特にウェルやフラゴナールの獄内画面は、ピラネージの想像的牢獄版画よりはるかにリアルで、よくその実態をうかがうことを得るものである。

このほか、当時パリ市内には国王裁判所附属の地下牢 Grand Chatelet や、ミラボーなど多くの政治犯を拘禁したヴァンセンヌ元王城 Chateau de Vincennes、シャラントン、ビセートルの各王室監獄があり、革命時にはアペイ、カルム、シャトレといった修道院を転用した監獄も用いられている。参考までに逮捕・拘禁・処刑を中心とした革命の流れは、つぎのようなプロセスで進行している。⁽⁸⁷⁾

(一七八九年)

四月八日

民衆、レヴィヨン製紙工場を焼打(革命年代記)

五月二日

三部会代表(僧職身分・貴族身分・第三身分)が国王と面会

五月五日

ヴェルサイユで全国の三部会開かれる

六月一七日

第三身分による国民議会開催が採択され、革命意識高まる

六月三〇日

民衆、アベイ監獄を襲い国王に反抗の元衛兵一〇人を解放

七月一三日

民衆、ルイー五世広場近くの王室倉庫より武器を略奪するなど騒擾

七月一四日

群衆、廃兵院とバステイーユ要塞監獄を襲撃、陥落させる。囚人七人を解放、守備隊司令官ド・ローネ侯爵やパリ市長フレツセルも殺害される。これを機にパリ旧市の治安・警察機構は崩壊、民兵の力が左右することになる。

八月二六日

自由・平等・友愛の人および市民の権利宣言（人権宣言）が国民議会で採択される

九月三日

アベイ、カルム、シャトレ各監獄で反革命嫌疑者の虐殺おこなわれる

一〇月五日

武装の民衆、無名の女たち、約六〇〇〇人がヴェルサイユ宮殿へと行進

（一七九〇年）

一月二一日

立法議会で刑罰の平等を確認

三月一三日

法令により城塞・宗教施設・牢獄・留置場その他、なんらかの場所に、国王封印状もしくは行政権の代行者の命令によって監禁されている身柄の釈放を命じる（フリーコー『監獄の誕生』一二

三頁・新潮社）

三月二九日

ローマ教皇、「人権宣言」を非難

（一七九一）

六月二〇日 国王ルイ一六世一家、オーストリアに向け逃亡、翌日ヴァレンヌで発見され連戻される
(一七九二)

四月一日 革命コミューンは全国市町村に監視委員会を設け、反革命分子は自由の敵として、市民は誰でも逮捕できる警察権を付与

五月二七日 国民議会、反革命的活動の嫌疑ある司教・司祭を、アベイ監獄・カルム監獄等に投獄

八月一〇日 民衆、パリ市庁舎を占拠し王宮寢室にまで迫る。ロベスピエール、ダントン、マラーなど革命コミューンが主導権をにぎる。八月一〇日の革命ともいわれる

八月一三日 革命コミューン、国王ルイ一六世、同妃マリー・アントワネット、王妹エリザベートなど、一家を円錐の城砦形僧院・タンプル塔に幽囚

八月一七日 反革命者の拘束・裁判のため特別重罪裁判所を設ける

九月二日 アベイなど各監獄で反革命囚人の大虐殺はじまる。同じく三日から四日にかけて、パリのサンジェルマン・デ・プレ修道院の反革命僧侶など一六四名を虐殺

九月九日 オルレアン特別高等裁判所 Haute cour で告発された五三名の被疑者、パリに護送中、ヴェルサイユで殺害される

一一月四日 国王裁判が開始される

一一月一日 国王ルイ一六世、革命裁判に引出される

(一七九三年)

(一七九四年)

一月十五日 国民公会は一票差(賛成三六一・反対三六〇・条件付二六)で国王ルイ一六世の死刑を可決

一月二一日 国王ルイ一六世、コンコルド広場(当時は革命広場と呼ばれる)でギロチンにより公開処刑される

八月一日 王妃マリー・アントワネット、タンブル塔よりセーヌ河のシテ島 Ile de la cite、北岸にあるコンシェルジュリーの牢獄 conciergerie に移監される

一〇月一六日 王妃マリー・アントワネット、コンコルド広場で処刑される

一〇月三一日 革命コミューンのジロンド派議員全員処刑される

一月八日 ジロンド派の「ハート」と呼ばれ、陰の指導者の一人であった才色兼備のロラン夫人(前内務大臣夫人)アベイ監獄・サント・ペラジー監獄を経て、コンシェルジュリーに移監、革命広場で処刑される。「おお自由よ、汝の名でいかに多くの犯罪がなされたことか」との有名な最後の言葉を遺す

四月五日 ロベスピエールはダントン、デムーランらを処刑

五月一〇日 ルイ一六世の妹であるエリザベート、幽囚中のタンブル塔より引出され処刑される

六月一四日 刑場がコンコルドからバスチーユ広場に移され、革命裁判所はこれより一カ月半のうち一三五

一人がギロチンで処刑され、遺体の多くはピクピュスの尼僧院内空地に大穴を掘り葬られる

七月二七日 ロベスピエールら告発され失脚、コンシェルジュリーの元王妃幽囚の手前の房に拘禁され恐怖

政治終わる。テルミドールの反動と呼ばれ、この日、パリの牢獄には反ロベスピエール派（反革命分子）が六〇〇〇人幽囚されていたといわれる

七月二八日　ロベスピエールら二人、革命広場で処刑される。以後刑場は市庁舎前のヴレーヴ広場に移される

七月二九日　ロベスピエール派七〇人が処刑される

七月三〇日　ロベスピエール派一二人が処刑される

これみることく、「自由・平等・友愛」LIBERTE EGALITE FRATERNITE の実現をめざす革命とはいえ、無政府状況下の警察・裁判・監獄の機能を、史実をたどり再検証すれば、その実態は、そこに展開されてゆく革命のプロセスというものは、決して円満かつ理性的・直線的などというものではなかった。その多くは公的な場での冷静な言論戦というよりも、疑念・告発・反目・陰謀・裏切り・誤算・失敗が連鎖、暴力・テロはやがてエスカレートしてギロチンによる処刑のシーソー・ゲームと化し、悲劇が果てしなく繰り返される。それはまさに実体的・現象的にみて体制・反体制の革命力学が示す相互犯罪そのもので、ロラン夫人が「おお自由よ、汝の名でいかに多くの犯罪がなされたことか」と処刑の最後に遺した言葉そのものである。

このようなことから、革命の翌年出版された旧体制擁護論者E・バークの『フランス革命の省察』で、

フランス革命は、これまで世界でおこったもつとも驚愕すべき事件です。もつともおどろくべきものごととは、おおくのばあい、もつとも背理的なばかげた手段によって、もつともばかげたやりかたで、そして、あきらかにもつとも軽蔑すべき道具によつてもたらされます⁽⁸⁸⁾

と述べ、歴史的な継承性を否定する急進的政治改革「フランス革命」を批判する文献の存在をも指摘され、紹介されている。

ただ、このようにして、フランス革命にみる最も犯罪的な暗黒部分には沈静化に向かうのであり、翌一七九五年五月三十一日、革命裁判所は廃止（八月二〇日に再編成）、革命裁判所で辣腕を振るつた冷血検事フーキエ・タンヴィルも、裁判長エルマンも、一四人の陪審員も翌一七九五年五月七日、ギロチンにより処刑されるのである。また皮肉にもこのギロチンを発明した本人（国民議會議員・パリ大学解剖学教授の医師ギョタン博士）も、このギロチンにより処刑という末路を遂げている。革命裁判所はその創設から廃止まで二年一カ月、五三四三人を裁き、うちパリでギロチン guillotine により処刑された者は三四九八人で、革命広場では一一一九人、国民広場では一三五一人、その他となっている。政治犯罪とはいえ狂気の処刑（集団大虐殺）という以外にないものである。革命とはこういうものなのであろうか。史書は

恐怖政治の実行は、あたかもつよい酒が味覚を麻痺させるように、犯罪を無感覚にさせたのである！

ギロチンはすべての党派を自動機械のように吞み込んでしまった。人びとは無感覚になり、放心状態になった。「ギロチンの嘔吐」と当時の人びとは呼んだ。この嘔吐に耐えうる者があろうか。

アナトール・フランスは『神々は渴く』のなかで、フランス革命を無意味な流血としてえがきだした⁽⁸⁹⁾と評するのである。

なお、バステイユ監獄についての後日談として、昭和三年の秋九月、死刑廃止論者として有名な正木亮博士が国際監獄委員会に出席のため洋行し、ワシントンを訪れているが、そこで

ワシントン臨終の遺邸は旅人の見物に開放されている。今二階に上ろうとするわたくしの眼にうつったものは、階段の中程の壁にある一葉の書簡と一つの大きな鍵であった。たしかに監獄の鍵である。わたしはこくめいにその書簡を読んだ。書簡はラファエットからワシントンに宛ててある。閣下は多年この母国の桎梏に苦しめられ、自由の束縛から人民を救うがために立たれた。今や十三州を自由の基盤の上に置かれたその功績こそ何にたとえん。

われらもまた国王の暴虐のためにバステューの囚人がこの鍵に縛られているような人民の桎梏をほくことができた。自由を獲得するために立たれた閣下に対し、記念としてフランス革命の導火線となったこのバステューの鍵を送るという意味のものである。アメリカ合衆国の独立とフィラデルフィアの自由の鐘とラファエットの鍵、わたくしの旅の記憶からいつまでも消えることがない⁽⁹⁰⁾

との随想を遺されている。政治と監獄との結びつきを、これほど象徴する遺物もなからうと思う。フランス革命は法の下の平等、罪刑法定主義、刑罰不遯及の原則という『人權宣言』となるのであって、G・ルフェーの著『一七八九——フランス革命序論』（高橋幸八郎・柴田三千穂・遅塚忠躬訳）に「人權宣言は、本質的にアンシャン・レジームの死亡証書なのである」と論評しているごとく、フランス革命は、旧体制から法と人道に立つ近代刑事法を生んだ法律革命でもあった。世界の監獄改良もここを法的出発点として歩むのである。

フランス革命の風は、帝政ロシアにも大きなインパクトをもって波及してゆくのであって、考えてみるとロシアもフランスの旧体制と相似て、その矛盾は古い農奴制の批判の上に進行する。ロシア史を概見し回顧すれば、フランスよりかなり内陸部の東欧に位置、キエフ王国という東スラヴの最初の統一国家を基盤に、モスクワ公国として

發展、十一世紀に最盛期を迎え、一六世紀に至つてはツアーと称するイワン四世（雷帝）のもと、シベリアを征服して農奴制に立つ絶対主義の帝政ロシアを築いている。アレクセイ・ミハイロビッチの法典（Сводное Уложение 1649）をみても、瀆神罪はじめ死刑は多く、農奴の主人に対する不服従の罪には苛酷で多様な身体刑が用いられ、農奴に対する主人の罰則はなかつた。⁽⁹⁾

一七世紀末、ピーター一世は、西欧にくらべロシアの社会経済の後進性を補なうため、商工業の振興に力を入れているが、ここに至り、フランス革命・ナポレオン戦争の影響がじわじわと及んでくるのであつて、アレクサンダー二世時代の一八六一年、農奴解放令が発せられ、農民に人格的自由と土地の所有を認めるなど大きな法改正をみるのであるが、この改正は地主本位で、高額の買戻金の負担や土地不足から一層農民の不满を高める結果となつている。一八世紀後半のカザリン二世（女帝）のときの、クリミア戦後は、農民の大一揆であるブカチョフの反乱を招き、新帝ニコライ一世により鎮圧されてはいるが、この間、都市部の西欧民主化思想に眼覚めるインテリゲンチヤは、不満農家の力を啓発・利用、ツァーリズムの打倒・人民政府の樹立という方向をめざすナロードニキズ（narodnik）（人民の意思・人民の中へという意味）という地下運動（一八六〇―一八七〇年代）が進められている。しかし、これは農民のめざすもの、農民の実態と離れており、失敗に終り、地下運動の思潮は一転して虚無主義・無政府主義からテロへと走り、アレキサンダー二世の暗殺は、逆に弾圧の強化へと連がってゆく。しかし、一八九八年にロシア社会民主労働党（共産党の前身）が結成され、一九〇五年の血の日曜日事件が革命の前奏的役割となり、一九一七年三月、首都ペテルスブルグでの工場ストライキと民衆の暴動にトロツキーが指導的役割を果たしており、黒海艦隊の戦艦ポチョムキン号の水兵が反乱するなど内乱状態となるのである。こうして各地の労働者と体制

側の兵士までが蜂起、皇帝ニコライ二世の退位となり、同年十一月七日、レーニンの率いるボルシェビキの共和制政府が成立、正確には一九二二年にウクライナ、白ロシアなど其他の周辺共和国が合流し、社会主義ソヴィエト共和国聯邦 (Union of Socialist Soviet Republics, U. S. S. R. ソヴィエト聯邦・略称ソ連) となり革命はその目的を達している。革命に至るプロセスを年表化すれば、つきのごとくである。

一六四九年 ロシア刑法典制定。死刑適用規定は六〇ヶ条、十二歳以上。死刑には皇帝への叛逆・奸計・虚偽報告や皇帝に群をなして近づぐことなど詳細をきわめる

一七一八年 貴族制度改革に反対、ピョートル一世の暗殺を企てたといわれる皇太子アレクセイ、ペテロパウロフスク要塞の地下牢で獄死

一七七三年 農奴などによるブカチヨフの反乱おこる

一七七五年 農奴反乱を指揮したブカチヨフ(ドン・カザーク出身)、モスクワで処刑される

一七八九年 フランス革命勃発、革命への恐怖はロシア皇室・貴族に大きな衝撃を与える

一七九〇年 貴族ラジューチェフ、農奴制など帝政批判の書『旅』を発売、流刑一〇年で東シベリアのイリムスク要塞監獄へ送られる

一八二五年 貴族青年将校(近衛第三聯隊)の革命論者グループ百数十人を中心としたテカプリストが反乱企図、未遂に終わり、首謀者五人は翌年ペテルブルグ要塞監獄で絞首刑、他はシベリアに流刑

一八四五年 刑法典を一部改正、「刑事法ならびに矯正刑に関する法令」により刑罰を二大別、刑事刑執行に答刑を多用、身分的特権者に矯正刑として特定の流刑規定を設ける

- 一八四九年 社会主義思想者への弾圧「ベトラシエフスキー事件」おこる。ドストエフスキーもこれら革命サークルとの接触ないし交流を理由に逮捕され、セミヨーノフスキー練兵場で銃殺刑直前、皇帝の特赦により、シベリヤのオムスク要塞監獄に送られる。出獄後、この体験を小説「虐げられた人々」「死の家の記録」「悪霊」として著わす。
- 一八五三年 クリミア戦争おこる。ロシア敗北。
- 一八六一年 農奴解放令発布
- 一八六三年 刑法典の一部改正、体刑の適用制限と烙印刑の廃止。
- 一八六六年 ドストエフスキー、『罪と罰』を著わす。
- 同年四月。学生カラコゾフのアレクサンドル二世暗殺未遂事件おこる
- 一八六九年 トルストイ、『戦争と平和』を著わす。
- 一八七一年 モスクワに社会革命をめざすドルグーシン党という秘密結社できる。
- 一八七二年 ペテルブルグにパリ・コミューンに共鳴するチャイコフスキーという秘密結社できる。
- 革命活動家の学生ネチャーエフ(一八四七―八二)逮捕され懲役二〇年でペトロ・パヴロフスク要塞監獄に監禁される(ドストエフスキー『悪霊』の主人公)
- 一八七四年 ペテルブルグで帝政打倒・人民解放を叫ぶ学生運動のネチャーエフ党事件おこる。
- 一八七六年 チェルスイシユフスキー、コロレンコなどを指導者とする人民の意思党「ナロードニキ」が地下活動を活発化

- 一八八一年 アレクサンドル二世、ナロードニキである元農村教師のテロリストに暗殺される。三・一事件と呼ばれる。
- 一八八七年 アレクサンドル三世暗殺計画発覚
- 一八九五年 レーニン、ペテルブルグのマルクス主義秘密サークルを統合し「闘争同盟」を組織、革命政党への本格的工作を進める。これが発覚し南シベリアのシュシエンスコエ村に三年間流刑となる。
- 一九〇〇年 一月二十九日、レーニンは刑期満了によりシベリアよりモスクワに帰る。
- 一九〇二年 タガンツエフはその著『ロシア刑法』第二版に「国家の刑罰活動は合目的でなければならぬ」と記述、ドイツのリストと同じ新派刑法の改善刑的考え方を示す。
- 一九〇三年 刑法典をフランス同様に重罪・軽罪・違警罪に三大別、軽罪は禁錮ないし矯正施設での改善を、違警罪は拘留刑・罰金刑と定める。ただし政治犯罪は依然として死刑ないし長期刑の重罪と法定。
- 同年十一月二十七日、スターリンは製油工場のストライキを指導した罪でイルクーツク北方のノーヴァヤ・ウグという寒村に三年間の流刑となる。二ヶ月近くでここを脱走、スターリンはこれまで「逮捕七回、流刑六回、逃走五回の経歴をもつ」（相田重夫『シベリア流刑史』一八一頁・中公新書）
- 一九〇四年 日露戦争おこる。ロシア国内に厭戦気分みられる。
- 一九〇五年 血の日曜日事件おこり、農民らの反乱拡大、戦艦ポチョムキンの水兵も反乱、同年一二月にはモスクワのソビエトが武装蜂起、（第一次革命と呼ばれる）
- 一九〇六年 四月、これまでの銃殺その他による死刑は一四〇〇〇人、投獄者七五〇〇〇人、軍法会議による処刑

者は九五〇人を教える。

一九一四年 第一次世界大戦勃発。

一九一六年 ロシア皇室に陰然とした発言力をもつ怪僧ラスプーチン暗殺される

一九一七年 レーニンは反戦テーゼを示し、臨時政府設立に動く(二月革命)

同年秋、ロシア社会民主労働党右派のボルシェヴィキ議員団のペトロフスキーら五名、レーニンの反戦テーゼに立ち「帝国主義戦争を国内戦に転化せよ」と民衆に呼びかける。農民らの反乱おこり、一〇月に武装蜂起を決定し軍事革命委員会結成。ペトログラードで農民・工場労働者など大騒擾、近衛聯隊は発砲して鎮圧に動くがヴォルイニ聯隊の下士官は兵士を率いて反乱、隣接の二聯隊も呼応、騒擾労働者と合流して社会主義者が多数監禁されている二つの監獄を解放する。兵士は集団脱走し、最終的に黒海艦隊の巡洋艦アウローラ号の空砲を合図に冬宮 Winter Palace の攻撃を開始、政府閣僚を逮捕、死傷者わずか八〇人余という最小の流血で革命を成就(二月革命)

一九一八年 七月一六日、前年退位の元皇帝ニコライ二世、ボリシェビキに監禁され家族共に射殺・処刑される。⁽⁹²⁾

革命はこのような流れをみるが、帝政時代を通じ、最も主要な政治犯を監禁した監獄といえ、シベリアでの流刑監獄を除き、港湾都市・現在のレニングラード市(当時の首都ペテルブルグ、一九一四年ペトログラードと改称)のペトロボヴロフスク要塞(ペテロ・パウロ要塞監獄)は忘れることができないであろう。

この要塞は北方戦争の最中、バルト海の出口を制するため、ピョートル一世が建造を命じたもので、一七〇三年に着工、多くの囚人を使役、三十五年の歳月をかけ、ネバ河口の低い小島のサーヤチ島全体を六角型の星型城壁

で囲んでいる。河の水面すれすれに鉄窓・銃座をのぞかせる保塁の突出と云い、石畳の地下牢といえる内部と云い、実に堅牢な石造要塞である。このアレクセイ半月堡といわれる砦のV字型獄舎の地下に監房が設けられている。これについては、ドストエフスキーの小説『悪霊』を通して、つぎのような解説がみられる。すなわち、

『悪霊』に登場するピョートル・ヴェルホーヴェンスキーと實在のネチャーエフとの比較はわきへおいて、ネチャーエフの生涯の興味ある部分は、実は『悪霊』の世界が終った以後の生涯、すなわち彼が逮捕され、ペテルブルクのペトロパーヴロフスク要塞のアレクセイ半月堡に投獄されてからかもしれない。そこは牢獄中の牢獄で、そこに投獄された者は二度と太陽をあおぐことはないといわれ、特に危険な政治犯が三、四人収容されていきりだった。彼も例にもれず、ここで壞血病と水腫がもとで死んだが、二十五歳から三十五歳で死ぬまでの十年間、頑固一点張りの態度を持したという。この期間の彼の姿は、いれば伝説化されている。周囲が深い堀でかまれ、ネズミ一匹通さないといわれた要塞の地下牢から、彼が外部の青年テロリストたちを指導していた。

そして、ロシアのテロリズムの歴史の頂点をさす一八八一年三月一日のアレクサンドル二世の暗殺も、実はその年のはじめのネチャーエフの手紙で決定づけられた。ユリアポフ、ソフィヤ・ペロフスカヤを先頭とするテロリストたちに、ネチャーエフの指令を伝えたのは地下牢の看守にあたる兵士たちだった。これはどう考えても信じ難いことだが、彼の魔力的な人格に兵士たちが魅せられたとしか思えないし、今日ではその証拠もあがっている。そしてテロリストたちが彼の脱獄か皇帝の暗殺か二者択一を迫った時、彼は返事の手紙にこう書いている。

「^ッ皇帝を打倒せよ、独房の奥から、ぼくの思想はきみたちと共に行く。ぼくにかまってはならぬ。ぼくは待てるんだ」⁽⁹³⁾

とある。ここに監禁された人々には、年表にも記すとおり、貴族ラジューチェフ、農奴反乱の指揮者アカチョフ、ピョートル大帝の暗殺を企てたといわれる帝の王子アレクセイとそのグループ、それにデカブリストの反乱を合議した近衛聯隊将校の大量投獄があり、その事情についてはネクラソスの『デカブリストの妻』（谷耕平訳・岩波文庫）などにより知られている。またペトラシエーフスキー事件に連座した若きドストエフスキー、（戯曲『ドン底』『小市民』や革命的現実の情景を迫真力をもって描いた長編『母』の作者マキシム・ゴーリキーもここに投獄されており、革命時、死刑となったレーニンの兄アレクサンドルもここに監禁されていたのである。）近年この地を訪れた野々村一雄の紀行文『ソヴェト旅行者案内』一三八頁・中公新書には

要塞の出入口は、ペトロフスキー門と、ネフスキー門とがある。二つともたいへん美しいアーチ形をつくり、いまなお建造当時の美しさをそのまま保っている。しかし、ネフスキー門は、要塞監獄のなかの囚人にとつては文字どおり地獄への門であった。これをくぐって、シュワツセルブルグの監獄へ移送されるか、フィンランド湾岸のリスイー・ノース（狐の鼻）へ送られて、そこで死刑を執行されたのである。

とあり、諸文献から銃殺刑はセミヨーフ練兵場であるが、これら投獄体験ある革命家・著名作家の著作・書簡・紀行文などにより、革命前夜の情景と刑史を刻明に伝えている。これらのプロセスから知られるように、ロシア革命はフランス革命のごとく、監獄が民衆の第一標的として、バスチーユの襲撃・破壊といった直接的対象とはなっていないものの、またフランス革命に比らべ激しい流血、公開処刑が大きく前面に出ないようにみられるが、広い国土のうえに革命の気運が序々に浸透していったことが政治風土として知られ、最終的にはロマノフ王朝最後の皇帝二世一族の処刑と、フランス革命と相似た形で終末を迎えている。異なるところは、プロレタリア革命といわれ

るように、都市部の工場労働者などへの政治的ゼネスト指導などの闘争方式であつて、より事前に準備された固い秘密結社の力、兵士との合流などの力により、新らしい革命の展開をみたわけである。

フランス革命、ロシア革命の影響は、ドイツ、オーストリア、日本などにも強いインパクトを与えており、明治四一年（一九〇八）警視庁は公安上、フランス映画「仏蘭西革命ルイ一六世の末路」を上映禁止（上映禁止第一号となる）、その後「北米奇譚嚴窟王」と改題、豪華なアメリカの山賊の末路という筋で解説し公開が許されている。また大正九年（一九二〇）には雑誌『経済学研究』創刊号に「クロポトキンの社会思想研究」という論文を記した東京帝国大学経済学部の森戸辰男助教授と発行者の大内兵衛教授が起訴され、昭和七年（一九三二）一〇月、京都帝国大学法学部の瀧川幸辰教授が、中央大学で「トルストイの復活にあらわれた刑罰思想」と題した講演内容につき、文部省より国家の刑罰論として不当であると指摘されるなど、⁽⁹⁴⁾赤化思想・危険な過激思想として弾圧の対象とされている。

これら弾圧は、戦時体制下、治安維持法のもと豊多摩刑務所の一角に併設された予防拘禁所への思想犯強制収容へと連がっている。またロシア革命後も、スターリン独裁下のソヴィエトでは、内務人民委員（政治局員）ペリアが、秘密警察をつかい、反体制者を政治犯としてモスクワ市内のレフォルト監獄に収監、そこでさらに危険な政治犯は郊外の秘密監獄（元寺院のスハーノフ監獄）に護送して肅清、その他多くの政治犯は帝政時代と同様に、シベリアの強制収容所（ラーゲリ）に送っている。⁽⁹⁵⁾

第六章 軍事監獄

一 虜囚と俘虜収容所の系譜

軍隊は国防上の戦闘を目的とした組織集団であり、他国・敵対国と対峙する国境・海峡など軍事的枢要地の砦・城塞に駐屯していることを常としている。このため砦・城塞は逆送の政治犯・外国人(敵国人)であるスパイや俘虜を拘禁、いっぽう自軍の軍紀統制上、抗命・逃亡などの兵士を処罰し拘禁する軍牢・兵士の城牢(石牢・土牢・城塔牢・城塞牢)として、人類の長い幾多の戦争の歴史に付従して存在している。

古代・中世といわず近世に至るまで、「軍刑一体」といわれる組織が必要であったのは、捕囚の管理・軍律維持・刑罰の執行のいずれにも軍事力を必要としたからである。その故事をみても、バビロニアの虜囚をはじめ、紀元前七二年にベスビオ火山にたてこもりローマ軍への反乱を試みた首謀のスパルタクスが、俘虜となり、イタリアのポンペイのカプアの町の奴隷剣闘士養成所に送られ、そこから脱出するというプルタルコス著『クラッススの生涯』に出てくる史話とか、キリストの奴隷刑(十字架刑)執行に兵士があたりと、先述した中世末のフランスなどにみる新教徒弾圧にガレー船漕役を強いているが、そのなかには戦場からの脱走兵が四五パーセントを占めていたといった事情が知られている。

また諸外国の城塞・城塔にもそれにまつわる遺跡の伝えは今に散見され、ポルトガルの首都リスボンの丘上にあるイスラム風の古城サンジョルジェは実に戦闘的な構えをみせる城塞であり、フランスのピエールフォン城も同様で、歯型というか凹凸あるゴツゴツした城門に四角い殻天守(シエル・キープ)の城塔でもって威圧している。そ

うした類いの一つ、イタリアのソアベの町にあるスカリジェリオ城の四角く高い中央塔は、俘虜や罪人を突き落とす塔として知られ、塔の内部に刃物が植え込まれ、手足・胴体がバラバラとなって地下に落下する仕掛けとなっており、後世、塔の修理のとき、下部から多くの頭髮や骨片が出土したという。フランスのロッシュユ城 Loches にはキープの辺りにマルトンと呼ぶ石牢が今も遺されていて、ここはイタリアの二代目ミラノ公ロドウィーコ Lodovico Sforza が戦いに敗れ、ミラノのフェールツァ城からここに虜囚として幽囚され獄死した所である。

地中海に面した南フランスのエーグ・モルト城 Egues Mortes は寺院監獄の章で若干触れているが、その見張塔であるコンスタンス塔（塩の塔）には、一四世紀以降、捕囚のヨハネ騎士団やシャルル・ダランソンといった反逆罪に問われた貴族が幽囚され、のち宗教戦争のとき、多くのユグノー派女囚を監禁したことで知られている。同じ南フランスのカルカソンヌ城 Carcassonne は六世紀から築城がなされた古城で、一三世紀には九個の城塔と二重の城壁（南北二二〇メートル・東西二〇〇メートル）をもち、古代から中世にかけてのスペインの城郭都市ベニヤスコラ、ドイツのローテンブルク、ユーゴスラビアのドロブニク要塞などと共に、中世の代表的な城郭都市（町全体を城壁で囲む都市）である。その一つであるこのカルカソンヌ城は、古風で田園的な石造の眼鏡橋を渡り、通用のナルボンヌ門をくぐれば、中世都市そのままの姿で遺っており、伯爵の館と呼ばれる領主の四角い城塞、礼拝堂である司教の角塔、かつての法廷である裁断の塔、かつての牢である営倉の塔が現存する。営倉の塔と呼ばれるところから処罰兵士の牢塔として主に使用されたと思われる。

これらの城塔拘禁は、敵の目ぼしい俘虜、あるいは政治犯（政敵）であって、殺さぬ程度に拘禁し、その名譽を作為的に著しく傷つけ侮辱するうえにおいて、その牢は手が届きそうな武器庫、手が届きそうな鼻先きの料理室と

いった所の隣など、皮肉で挑発的な牢塔の配置をあえてしたものが多い。これは時に応じ、その俘虜の政治的取引の価値、すなわち身代金と引換えに釈放する余地を残していたからでもあった。

俘虜収容の監獄としては、長く激しい英仏戦争など、国の命運を賭けた歴史的事情もあり、それらの施設はイギリス本国に多く記録としても伝えられている。そのなかでもドーヴァー城 Dover Castle は、フランスと至近距離で対峙するドーヴァー海峡の崖上一一〇メートルにあり、いわばイギリスの玄関口とも喉元にあたる立地であるだけに、「イギリスの鍵」とも呼ばれた要塞である。遠望の利く世界最古の灯台を備え、八〇フィートという八階建（現在は五階建）の巨大な高さの塔をもっており、地下に降りるロマネスク式螺旋の石段は、多くの俘虜が歩いて下りたのであろう。相当に磨滅している。城牢・地下ともに俘虜や、軍律違反の兵士、領内の犯罪者を容れる牢・監獄として用いられたといわれる所である。

ハワードの『監獄事情』によれば、一七七九年一月、ダンケルク監獄にはフランス人俘虜一三三人が収容され、他のベルジュ、カレー、ウインチェスター、フォートンの各監獄にも収容されており（同書一六八頁―一七一頁）、プリマス、ペンングローク、フォートンの各監獄にはアメリカ人俘虜も収容されている記述がみられる。またチェスター城内には予備役軍人の監督下にある脱走兵拘禁所があったことが記されている（同書二七九頁）。近世ヨーロッパでは俘虜は次第に城塞から兵舎に収容する傾向をみせ、イタリアのミラノなどを中心にそれを伝える断片的記述が多い。

俘虜処遇の根拠となる近代の国際法規は、一八六四年（元治元年）のジュネーブ条約（同年の国際赤十字条約も関連）に端を発しているが、その概念・処遇基準は明確でなく、一八七四年（明治七年）ロシアのニコライ二世が主

催したブラッセル会議でのブラッセル宣言を下敷きに、一八九九年（明治三二年）のハーグの万国平和条約（一九〇七年改訂）を経て、一九二九年（昭和四年）の俘虜取扱に関する条約締結に至っている（一九四九年改訂）。

これらの流れを背景に、わが国での大量の俘虜収容経験は三回あり、日露戦争（明治三七年）でのロシア兵収容、第一次世界大戦（大正六年）でのドイツ兵収容、第二次世界大戦（昭和十六年）での英米兵などの収容である。

日露戦争でのロシア兵俘虜は、陸軍関係は奉天・旅順地域での兵士が大半で、海軍関係は日本海海戦での兵士で、総計七九、三六七名を全国二九（三個所はのち統廃合）の収容所に拘禁している。

22,376
14,950
6,002
4,049
3,792
3,317
2,697
2,184
2,165
2,163
1,711
1,027
997
875
750
531
487
391
359
349
319
226
87
61
42
40
計71,947

右の統計は「日露戦役俘虜取扱顛末」により、明治三八年九月五日に日露講和条約が調印（十一月二十五日批准）された直後の俘虜の収容状況を示すもので、開戦頭初より減少している理由は、ステッセルなど將軍クラスの帯剣のままでの宣誓解放 Parole（敵将ながら勇敢な防禦の名譽を与えた礼遇措置）、若干の死亡・逃亡・民間人であることとの認定による現地解放・帰国許可などである。なお収容所のうち兵舎を充てたのは十八箇所、他は寺院・公会堂・学校・民家などで、将校は名古屋・伏見・松山を主とし、負傷兵は松山・浜寺（堺）・習志野にほぼ集結して

充てられている。

開戦の直後、陸軍大臣寺内正毅はハーグの平和会議で議定した万国陸戦法規（戦時国際慣例の俘虜の事項）を参考に、左の陸軍俘虜取締規則を制定、俘虜取扱規則では「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱、虐待ヲ加フルベカラズ」（第二条）と厳命し、各衛戍司令官管下の俘虜収容所に通達している。

俘虜取締規則（明治三十七年一月一六日達）

総則

- 一、俘虜ハ日本帝国官憲ノ定めたる軍紀風紀ノ法則ヲ遵守シ、絶対ニ逃亡ヲ謀ルベカラズ
- 二、俘虜ハ衛戍司令官及ビソノ属僚ニ対シテ、絶対服従スルヲ要ス
- 三、俘虜ハ日本帝国陸軍将校及ビ同相当官ニ対シ、ソノ国ノ同等官ニ対スルト同様ノ敬礼ヲナスベク、マタ慰問者ニ対シテモ相当ノ敬意ヲ表スベシ

四、俘虜ハ静粛ヲ旨トシ、放歌高声、喧騒、乱暴、不穩ノ挙動アルベカラズ

五、俘虜ハ、ソノ氏名、年齢、国籍、階級所属部隊等の訊問ニ対シテハ真実ノミヲ答エルベク、イヤシクモ虚偽

隠蔽ノ陳述ヲナスベカラズ

六、以上ノ各条項ニ違反スルトキハ、帝国陸軍ノ軍紀ニヨリ、嚴重ニ懲罪サルコトヲ忘ルベカラズ

このほか、「俘虜取扱規則」（先掲・明治三十七年五月一五日・陸軍省達）、「俘虜労役規則」（明治三十七年九月一〇日・陸軍省達）、「俘虜収容所条令」（明治三十八年二月二日勅令）や、反抗・逃亡および宣誓違反等に対する「俘虜ノ処罰ニ関スル緊急勅令」（明治三十八年二月二八日勅令）など関連の規則がつきつきと整えられ指令されている。このように、

きめこまかい処遇準則の積み上げと実践により、八万人に及ぶロシア兵士の俘虜取扱は、日常において若干の抗命やトラブルは例外的にあったものの、きわめて人道的であったと国際的に評価され賞讃されており、これは戦時下の俘虜取扱いの先例実績として歴史上誇り得るものである。⁽⁹⁶⁾

第一次世界大戦では日英同盟にもとずき開戦、中国の遼東半島青島要塞に駐留するドイツ兵俘虜を収容、その処遇にあたっている。その扱いは、ほぼ日露戦争当時の規則がそのまま適用され、内務省警保局長より「俘虜取締ニ関スル件」(秘第三八四〇号依命通牒)として出されている。四、一六九名にのぼる俘虜は東京(浅草寺より習志野に転収)、静岡(追手町)、名古屋(東区新出来町)、大阪(のち広島県安芸郡仁保島村)似ノ島に転収)、姫路(野里門、のち青野原に転収)、福岡(のち習志野など各地に転収)、久留米(三井郡国分村)、熊本(のち久留米その他に転収)、大分(荷揚町)、松山(大林寺ほか)、丸亀(下町)、徳島(万代町、のち現在の鳴門市大麻町板東に転収)の十二個所に収容されている。(徳島の板東ではドイツ語で「お気の毒ながら歓迎します」との花輪・ポスターがみられたといわれる。)大正六年から大正九年閉鎖までの収容期間であるが、大流行のスペイン風邪での死者八五名などがあり、最終的に収容所から解放された俘虜は四三九三名である。

静岡・似ノ島・久留米・板東の各収容所は最後まで存続、外部接触の規則が厳しかった静岡を除き、似ノ島・久留米・板東については地元民間人との交流記録が多く遺されている。

まず似ノ島では製パン・製肉・製菓・写真・印刷などの技術が伝えられ、久留米では野外演奏や絵画などの文化活動が活発になされている。徳島の板東俘虜収容所は格別多彩で、同地に設けられているドイツ館・ドイツ村での保存資料では、エンゲル楽団(ポール・エンゲル少尉指揮)のベートーヴェンの第九交響曲の演奏など、音楽活動の

ほか、靈山寺での俘虜製作品展示会では楽器・人形芝居・住宅模型・植物や昆虫の標本、写真・絵画などが披露され、また地元には建築設計の技術指導（洋館・石造の「ドイツ橋」「めがね橋」）、酪農・畜産・燻肉・製菓・洋酒（ビール、ワイン）の製造指導など、最新の技術を伝え、貴重な文化遺産となっている。

ここでのドイツ俘虜の事件記録には、大正七年四月一六日に一般俘虜と隔離俘虜（ポーランド人、ルクセンブルグ王国人、ドイツ人でアルゼンチン居住経歴者といった少数の異民族・異風習俘虜）との闘争事件で数人の怪我人が出たことから、近くの廃寺に隔離分置して重営倉に処したといった事件のほか、五十銭銀貨を見せて通行中の日本人の人妻を誘おうとした一件（重営倉三日）、海岸への逃亡一件（重営倉五日）、飲酒のうえの暴行一件（全員外出禁止・営倉三十日）、自殺未遂一件などがあつたと記されている。⁽⁹⁷⁾

第二次世界大戦では戦線ならびに占領地が一時的にも拡大、特にフィリッピン、ジャワ、シンガポールなどに英米兵の俘虜を大量に収容、内地では軍刑務所のほか大阪刑務所・長崎刑務所・網走刑務所等々、一般の刑務所にも分散し囑託拘禁せられていた。敗戦間近かの昭和二〇年、旧制堺中学（大阪府立二中・現三国ヶ丘高校）時代の筆者も、東洋一の大刑務所といわれる大阪刑務所の上を、アメリカ艦載機が超低空で翼を左右に振りながら激励のサインを送り紀州沖方面へと帰ってゆく姿を現認、刑務所内の多数のアメリカ兵俘虜が呼応している異様な喚声を忘れることができない。また三菱重工業長崎造船所への俘虜の出役もあり、おおむね全国的に土砂・石炭・鉱石などの運搬補助作業に充てている。また網走刑務所では昭和二〇年、収容中のイギリス空軍俘虜の兵士が病死しており、同じくソ連の国際スパイであるゾルゲ（昭和一八年九月二十九日死刑言渡、昭和一九年十一月七日死刑執行）の事件に、ゾルゲの入手文書をフィルムに転写するなどをなし連坐した日刊ポリテイカ（POLITIKA）通信員・仏国ハバ

マ通信社東京補助員の偽装身分をもつ、ブランコ・ド・ブケリツチも、無期懲役で服役中にここで死亡している。⁽⁹⁸⁾
 終戦時の連合国軍側俘虜は日本の内地に三二、三八九人、外地に七六、四〇三人、南方地域に二、〇六七人収容せられており、占領軍の進駐とともに、その指定地区で連合国に引渡されている。⁽⁹⁹⁾

わが国の兵士（特務工作員）の俘虜について伝えるものには、日露戦争開戦直前、満蒙国境に軍事探偵という特殊任務を帯びた横川省三・沖偵介のことが著名である。横川は岩手県盛岡の出身で河野広中の福島事件に連坐、六ヶ月の禁獄に処せられてのち加波山事件にも加わり、朝日新聞社従軍記者として戦艦吉野に乗艦、威海衛の戦などを取材するなどの熱血漢、沖偵介は長崎県平戸の出身で、裁判官の嫡子として育った憂国の士であるが、共に東満鉄道の嫩江鉄橋を爆破しようとした疑いにより捕えられ、明治三十七年四月二三日、ハルビン郊外のロシア軍練兵場で従容として銃殺刑に斃れている。⁽¹⁰⁰⁾

第二次世界大戦（太平洋戦争）においては、ビルマのラングーンに近いイギリス軍俘虜収容所事情を伝える相田雄次の『アーロン収容所』（中公新書・昭和三七年）や、集団騒擾・自決を企ったオーストラリア軍のカウラ俘虜収容所事情を伝える各種報道記事、同じくオーストラリア委任統治領で、敵前逃亡か自決か俘虜かに追詰められた背景のもと、俘虜となったブーゲンビル島の属島の俘虜収容所事情を伝える花園一郎の『軍法会議』（新人物往来社・昭和四九年）、フィリッピンや南方戦域での敵前逃亡・奔敵・上官殺害・従軍免脱および俘虜事情を描く結城昌治の『イクシオン』『軍旗はためく下に』（中央公論社・昭和四五年）などがみられる。また、戦後二十二年間かけて極東・ソビエト・ロシアでの抑留・俘虜生活の体験を集録した高橋大造（代表）のソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会議編『捕虜体験記』（平成一〇年完成・菊地寛賞）は、最も多くの日本人捕虜が苦難の強制労働を

させられた収容所（ラーゲル）の記録だけに貴重な史料である。

二 軍法会議と憲兵隊

(一) 軍事司法機関と法制の変遷

さて、いずれの国も近代国家の整備が進むとともに、軍の紀律を統制する司法機関も整えられてゆく。明治維新となり、新政府の軍事の最高裁判機関というより唯一の軍法会議は、軍務局の龍ノ口糾問所があたり、その仮監（仮牢）は龍ノ口監倉として禁獄（禁錮刑）の執行機関をも兼ねている。その最初の裁判例は、旧幕府最後の抵抗軍団として江戸湊より蝦夷地箱館の五稜郭に立籠り敗れた榎本武揚ら四将を、国事犯として終身禁獄の言渡をなし、この龍ノ口監倉に拘禁している。⁽¹⁰⁾

当時、軍律に関する犯罪はすべて東京鎮台の糾問司が軍法会議の仮会議としての役割をもって処断、

現今軍法会議ノ方法御詮議中ニ付、追テ確定候迄ノ内、糾問司ニ於テ仮会議ヲ設ケ、兵隊犯罪アル毎ニ糾鞠招状已ニ定マルノ後、其所轄ノ大隊長及ヒ御親兵ナレハ御親兵掛中少佐ノ内一名、鎮台兵ナレハ本台中少佐ノ内一名出張、糺門正及ヒ大中令史ノ内一名会議、其刑名ヲ判決可致

（明治五年三月七日 陸軍省達）

といった出張裁判の形態が採られている。この通達を追うごとく、五日後の三月十二日、東京鎮台条例第二九条にもとずき、軍律に関する犯罪はすべて東京鎮台が窓口として一括取扱ひ、糺問司に付議、糺問司はこれを受けて取調べ審理、その処断理由と結果を弾正台と陸軍省に報知するよう陸軍省より各省に回達している。以降、糺問司処

断の兵卒は龍ノ口監倉に一部禁獄のほか、多くは軍籍剝奪・一般人民へ資格異動という手続で、東京府石川島徒場(警視庁石川島監獄署)などへ護送、囑託拘禁されている。

さらに明治一四年一二月に至って、憲兵条例のもと新兵種「憲兵」(フランスではgendarmérie 英米では陸軍は a military policeman 略称は M. P. 海軍は a shore patrolman 略称は S. P.) が設けられ、糺問司・陸軍裁判所から軍法会議という軍事裁判制度とあいまって軍律維持の新体制が整ってゆき、明治一六年・一七年には陸海軍の治罪法という訴訟手続も整備され、昭和二〇年の敗戦に至り廃止されるまで存続している。ここでは軍法会議の処断事例として、日露戦争前年の小倉衛戍監獄に収監された数例⁽¹⁰⁾を参考までに掲げておきたい。

〔兵役忌避ノ罪事例〕

大分縣豊後国□□郡□□村

平民□□次男

野戦砲兵第十二聯隊第一中隊

陸軍砲兵二等卒 □□仲七

二十年三ヶ月九日

被告ハ明治三十五年十二月十五日入営以來兵役ヲ厭ヒ帰郷ノ念切ナルヨリ手指ヲ切斷シ以テ兵役ヲ免レント欲シ同三十六年一月十二日朝営内厩舎ニ於テ馬匹手入ノ際備付ノ藁切庖丁ヲ以テ右示指第二節以下ヲ切斷シタリ

以上事実ノ證據ハ被告ノ自白被告人所屬中隊長代理ノ被告事件具申書類医官ノ診斷書及審問廷ニ於ケル被告人訊問書ニ據リ十分ナリ 之ヲ法律ニ照スニ被告ノ所為ハ兵役ヲ免ルルコトヲ凶ルノ罪ニシテ陸軍刑法第二百二十四条

第一項ニ該ス仍テ被告ヲ重禁錮三月ニ處ス

明治三十六年一月二十日

第十二師管軍法會議

判士長	陸軍歩兵少佐	平田	時丸
判士	陸軍砲兵大尉	古賀	有文
判士	陸軍歩兵大尉	寺平	宮吉
判士	陸軍歩兵中尉	鶴島	無難太
判士	陸軍歩兵中尉	土方	清

理事 三澤 正彦

録事 大島 貫一

右原本ニ依リ謄写ス

録事 大島 貫一 (角印)

宮崎縣日向国□□□□郡□□□村

平民□□養子農

歩兵第二十三聯隊第九中隊

陸軍歩兵二等卒 □□三郎次

明治十五年七月十八日生

被告ハ平素兵役ヲ厭フノ余身体ヲ毀傷シテ除隊ノ事由ヲ作ラント欲シ明治三十六年三月六日當時既ニ使用ヲ罷メタル兵舎内ノ煖爐ヲ焚カントシ同班兵卒等之カ制止スルニ拘ラス同隊炊事場ヨリ薪ヲ乞ヒ来リ兵舎ノ入口ニ於テ其附近ニ在リタル三稜形ニシテ尺余ノ重量アル鉄杆ヲ以テ該薪ヲ割ラントシ故ラニ其右示指ヲ薪ノ横断面ニ置キ左手ニテ鉄杆ヲ打下ロシ其第二節中央部ヨリ切断スルニ至ラシメタリ

右事実ノ證據ハ被告ノ供述理事ノ審問書類並ニ本隊ノ被告事件具申書類證據物件ニ據リ十分ナリ之ヲ法律ニ照スニ其所為ハ陸軍刑法第二百二十四条第一項ニ該ス

仍テ被告ヲ重禁錮四月ニ處ス

明治三十六年三月二十四日

第六師管軍法會議

判士	陸軍歩兵中佐	肥後	正奇
判士	陸軍歩兵大尉	川田	貢
判士	陸軍歩兵大尉	宇野	親時
判士	陸軍歩兵中尉	松田	良策
判士	陸軍砲兵中尉	馬淵	万次郎

理事

渋川柳次郎

録事

上野

廣

右原本ニ依リ謄写ス

明治三十六年三月二十四日

録事

上野

廣

(角印)

〔逃亡ノ罪事例〕

熊本縣肥後国□□郡□□村

平民□□二男

下ノ関要塞砲兵聯隊第一中隊

陸軍砲兵助卒 □□卯太郎

当三月二十三年二月

被告ハ明治三十四年十一月二十四日脱營逃走シ爾來其所在ヲ得ス既ニ数月ヲ經過セリ而シテ被告ハ前ニ二回陸軍刑法輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ナリ

右事實ノ證據ハ所屬中隊長ノ被告事件具申書類ニ據リ十分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ逃亡ノ罪ニシテ陸軍刑法第一百七條一項ニ該スル處ニ犯ナルヲ以テ同法第四十四條ニ照シ本刑ニ一等ヲ加ヘ処断スヘキモノトス

仍テ被告ヲ重禁錮八月ニ処ス

右陸軍治罪法第八十三條第九十二條ニ依リ被告人闕席ノ仮裁判宣告ス

此宣告ニ対シ刑ノ期滿免除ニ至ルマテ再審ノ申訴ヲ為スコトヲ得但宣告アリタルコトヲ知りタルトキハ其期間
ハ三日トス

明治三十五年三月七日

第十二師管軍法會議

判士長	陸軍歩兵少佐	高村	成存
判士	陸軍歩兵大尉	伊藤	栄
判士	陸軍歩兵中尉	吉松	秀美
判士	陸軍歩兵中尉	竹田	弥津
判士	陸軍騎兵中尉	藤井	金之助

理事 坂田八十郎

録事 大島 貫一

右原本ニ依リ謄写ス

明治三十六年一月七日

録事 大島 貫一 (角印)

一、明治三十五年十二月二十二日刑期起算

一、明治三十六年一月七日 判決確定

福岡縣筑前国□□郡□□□□村

平民□□弟

輜重兵第十二大隊第二中隊

陸軍輜重輸卒 □□清太郎

当二十三年六月

被告ハ明治三十二年九月一日入當服役中ノ処同年十月十一日夜脱當逃走シ爾來其所在分明ナラス既ニ数月ヲ經過シタリ

右事實ノ証憑ハ被告人所屬中隊長ノ被告事件具申書類ニ據リ十分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告ノ所為ハ逃亡ノ罪ニシテ入當三月未滿ナルヲ以テ陸軍刑法第百七十七條第一項末段ニ該ス仍テ被告ヲ重禁錮三月ニ処ス

右陸軍治罪法第八十三條第九十二條ニ依リ被告人闕席ノ仮裁判宣告ス

此宣告ニ対シ刑ノ期滿免ニ至ルマテ再審ノ申訴ヲ為スコトヲ得但宣告アリタルコトカ知リタルトキハ其期間ハ三日トス

明治三十三年五月五日

第十二師管軍法會議

判士長 陸軍歩兵少佐 沢崎 正信
 判士 陸軍輜重大尉 野中 光祥
 判士 陸軍歩兵中尉 加藤 市松
 判士 陸軍工兵中尉 野口寅一郎
 判士 陸軍歩兵少尉 長谷川重之

理事 生井 耕造

録事 吉田 直之

右原本ニ據リ明治三十六年一月十六日第十二師管軍法會議ニ於テ謄写ス

録事 岩本 主計〔角印〕

明治三十六年一月十五日刑期起算

明治三十六年一月二十日判決確定ノ筈

福岡縣筑前国□□郡□□村

平民□□□五男

下ノ関要塞砲兵聯隊第四中隊

陸軍砲兵二等卒 □□六郎七

二十年二十四日

被告ハ明治三十五年十二月十五日入営ノ新兵ニシテ同三十六年一月四日外出シ其外出先ヨリ擅ニ郷里ニ歸リ爾來各地徘徊十日余ヲ過キ同月十五日実兄ニ伴ハレ本隊ニ歸投シタリ

右事実ノ証憑ハ被告ノ自白被告人所屬中隊長ノ被告事件具申書類下ノ関要塞砲兵聯隊ノ通報書類及審問廷ニ於ケル被告人訊問書ニ據リ十分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ逃亡ノ罪ニシテ入営三月未滿ナルニ依リ陸軍刑法第百十七條第一項末段ニ該ス
仍被告ヲ重禁錮一月二十日ニ処ス

明治三十六年一月二十日

第十二師管軍法會議

- | | | | |
|-----|--------|----|-----|
| 判士長 | 陸軍歩兵少佐 | 平田 | 時丸 |
| 判士 | 陸軍砲兵大尉 | 古賀 | 有文 |
| 判士 | 陸軍歩兵大尉 | 寺平 | 宮吉 |
| 判士 | 陸軍歩兵中尉 | 鶴島 | 無難太 |
| 判士 | 陸軍歩兵中尉 | 土方 | 清 |

理事 三沢 正彦

録事

吉田 直之

右原本ニ因リ謄写ス

録事

吉田 直之 (角印)

福岡縣筑前国□□郡□□□村

平民□□長男

歩兵第四十八聯隊第一中隊

陸軍歩兵伍長 □□房太郎

二十二年五月九日

被告ハ明治三十六年一月二日外出先ニ於テ飲酒酩酊シ帰當時限ヲ失シタルヨリ意ヲ逃亡ニ決シ曾テ希望セシ貿易及炭山ノ事業ニ従事スルノ目的ヲ以テ爾來長崎佐賀等ノ諸県下ヲ徘徊ノ末前非ヲ覺リ小倉衛戍地ニ來リ同年二月三日小倉市憲兵屯所ニ首出セリ

以上事実ノ証憑ハ被告ノ自白被告人所屬中隊長ノ被告事件具申書類第十二憲兵隊小倉市憲兵屯所長ノ送致書類及審問廷ニ於ケル被告人訊問書ニ據リ十分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告ノ所為ハ逃亡ノ罪ニシテ陸軍刑法第一百七條第一項ニ該ス仍テ被告ヲ重禁錮三月ニ処ス

明治三十六年二月十日

第十二師管軍法會議

判士長陸軍歩兵少佐 平田 時丸

判士 陸軍砲兵大尉 古賀 有文
 判士 陸軍歩兵大尉 寺平 宮吉
 判士 陸軍歩兵中尉 鶴島無難太
 判士 陸軍歩兵中尉 土方 清

理事 三沢 正彦

録事 大島 貫一

右原本ニ依リ謄写ス

録事 大島 貫一 (角印)

〔職權妄用ノ罪事例〕

宮崎縣日向国□□□郡□□町

士族戸主

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵曹長 □□ 正平

明治十二年十二月三日生

鹿兒島縣薩摩国鹿兒島市□□□町

士族□□二男

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵軍曹

□□藤彦

明治十一年七月二十六日生

熊本縣肥後国□□郡□□村

平民□□長男

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長

□□甚十

明治十三年六月十三日生

鹿兒島縣薩摩国□□郡□□村

士族□□□□四男

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長

□□泰次郎

明治十三年九月十七日生

宮崎縣日向国□□郡□□村

士族戸主

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長 □□ 與平

明治十三年九月二十五日生

鹿児島縣大隅國□□郡□□□村

士族□□三男農

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長 □□ 静吾

明治十五年九月一日生

宮崎縣日向國□□郡□□村

平民□□二男大工職

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長 □□ 久八

明治十三年三月二十二日生

宮崎縣日向國□□郡□□村

平民□□弟農

野戰砲兵第六聯隊第三中隊

陸軍砲兵伍長 □□ 重市

明治十六年三月十三日生

右被告等ニ対スル職權濫用被告事件審理ヲ遂タル処被告正平ハ明治三十五年十二月二十五日同隊輪卒□□判一等ノ私服盜難ニ罹リシヲ聞キ直チニ中隊長陸軍砲兵大尉松尾清英ニ報告シタルニ之カ取調ヲ為スコシトノ命ヲ受ケ更ニ其趣ヲ當時週番タリシ被告泰次郎ヲシテ他被告等ニ伝達セシメ共ニ取調ニ従事スルコトトナリ泰次郎甚十與平靜吾久八重市ノ六人ハ同月二十六日午後八時人員檢査ノ後直ニ兵卒一般ニ対シテ取調ヲ始メ同夜十二時頃マデ主トシテ二三年兵ニ「氣ヲ附ケ」ヲ為サシメ、以テ窃盜事件ニ関スル自白ヲ促シ尚ホ翌夜八被告藤彦モ亦之ニ加リテ前夜ト同ジク取調ヲ為シタレドモ遂ニ要領ヲ得ズ於是被告藤彦ハ到底斯ル方法ヲ以テ檢査スルコト難ケレハ從來ノ慣例ニ由テ柔軟體操ヲ為サシメト發議シ各被告申合ノ末二十八日午後九時藤彦ハ各兵卒ニ対シ踵ヲ上ケ脛ヲ曲ケ腕ヲ高ク伸ハセト令シ且ツ自他何人ニ関スルヲ論セス非違ヲ申告スル者體操ヲ免セムト告ケ正平以下各被告モ亦交々同様ノ言ヲ以テ各兵卒ノ供述ヲ迫リ新兵及ヒ輪卒ハ少時間ニシテ體操ヲ止メシメタレドモ二三年兵ノ多數ニハ中間數十分ノ休憩ヲ与ヘタルノミニテ同夜午前二時頃迄同一ノ姿勢ヲ繼續セシメタリ同月二十九日午後九時頃被告泰次郎ハ主トシテ二三年兵ニ前夜ト同一ノ體操ヲ命シテ他ノ被告等ト共ニ前同様ノ取調ヲ為シ四五時ノ長キニ亘リテ同一姿勢ヲ保タシメシカハ二等卒□□辰次郎一等卒□□平助ノ如キハ疲勞ノ余一時昏倒スルニ至レリ而シテ其間或ハ姿勢ヲ乱スモノアレハ被告與平ハ其場ニ在合セタル箒ノ柄ヲ甚十八靜吾所有ノ烟管ヲ以テ或ハ共ニ官給ノ帶革ヲ以テ兵卒等ヲ毆打シ又甚十八二等卒□□作太郎ヲシテ約一時間兵舎内ノ鉄火鉢ヲ捧持セシメタリ而シテ尚ホ未ダ犯人ヲ得ルコト能ハサリシニ其翌三十日本夕ヨリ一層苛酷ナル取調アル可シトノ流言ヲ為スモノアリ各兵卒之ヲ厭苦スルノ余一等卒□□次郎太外十六人ハ党ヲ結テ脱營逃走スルニ至レリ右事実ノ証憑ハ各被告ノ供述、理事ノ審問書類竝ニ本隊ノ被告事件具申書類及ヒ証據物件ニ據リ十分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告等ノ所為ハ職權乱用ノ罪ニシテ陸軍刑法第九十二条ヲ適用処断ス可キモノトス
仍テ被告藤彦甚十泰次郎及ヒ與平ヲ各輕禁錮七月ニ処ス正平靜吾久八及ヒ重市ヲ各輕禁錮四月ニ処ス

明治三十六年二月二十四日

第六師管軍法會議

判士長陸軍歩兵少佐 西村 淑一

判士 陸軍歩兵大尉 川田 貢

判士 陸軍歩兵大尉 宇野 親時

判士 陸軍砲兵中尉 馬淵万次郎

判士 陸軍歩兵少尉 牛島 貞雄

理事 波川柳次郎

録事 西山 英夫

原本ニ依リ此謄本ヲ作ル者也

同日同序ニ於テ

録事 西山 英夫 (角印)

以下、軍事司法機関ならびに法制の制定過程を年表に記せば、つぎのような変遷をたどっている。

〈略年表〉軍事司法機関の改廃と変遷

明治元年（一八六八）軍務事務局に裁判所を設置。軍事犯・国事犯は旧幕府龍ノ口の糺問所監倉に収監

⑤ 陸軍局法度を定め軍の紀律を取締る

明治二年（一八六九）④ 軍律を發布

⑤ 訳書『英国軍艦刑法』を刊行

⑤ 旧幕府の海軍奉行並榎本武揚ら、細川藩兵により護送され、龍ノ口糺問所監倉に投獄

⑫ 刑律の儀は刑部省の所管であるが兵卒罪状の処断は新律が定まるまで兵部省に委ねるものとされる。但し常人と兵卒とが連累する事犯は刑部省で取計うべしと指令

明治三年（一八七〇）⑪ 陸軍律・軍艦定律を定める。⑪ 徴兵規則を制定

⑫ 新律綱領を發布。「凡、軍人罪ヲ犯スニ出征行軍ノ際ニ非ルヨリハ、兵部権断シテ、擅ニ法ヲ用ルコトヲ得ス、宿衛巡邏ノ時ト雖モ、事若シ常人ニ関涉シ、及ヒ互ニ闘毆殺傷スル等モ、亦常律ニ照シテ論ス」と軍律に触れているが、軍刑法独立の志向はいまだ示さず。

明治四年（一八七二）⑨ 軍艦中ノ禁錮罰役（のち戒役と呼ぶ）の宣告方を定める

⑩ 陸軍軍制はフランス式、海軍軍制はイギリス式を探る（太政官布告第六四九号）

明治五年（一八七二）① 終身禁獄の榎本武揚ら特赦放免となる。

② 兵部省を廃止。陸軍省・海軍省を設置

②—18 海陸軍刑律（全十一篇二〇四条）を頒布。謀叛・対捍・徒党・奔敵・戦時逃亡・凶暴・却掠・盜賊・錯事の八類型に大別され、将校の刑罰には自裁（他は銃殺）・奪官・回籍・退職・降官・閉門、士官の刑罰には死刑・

徒刑・放逐・杖刑・苔刑・禁錮を適用

③—7 陸軍省中の糺問司の仮軍法会議を廃止し陸軍裁判所を置く。配下の糺問出張所は各本営の軍法会議と改め、議長(裁判長)・構成員(裁判官)、大主理・中主理・少主理(検事)、録事(書記官)で構成、参座制を探る。裁判所にはこのほか捕部・管獄書記・看囚を付属職員とする。

③—12 全国を六軍管に分け、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本に鎮台を置く。

⑤ 陸軍鎮台本分営罪犯処置條例を定める。軍法会議の手続法。

⑩ 海軍省糺問司を廃し海軍裁判所を置く。

⑪—14 陸軍懲罰例を定める(陸軍省令第二四三号達)。陸軍の軍人犯罪は本営本隊において処断。将校の懲罰は謹慎のみ、下士兵卒は一等営倉・二等営倉・営外禁足・使役の四種

明治六年(一八七三) ⑦—10 改定律例施行、軍人軍属が罪を犯すときは軍律により軍衛において裁判する旨規定。

改定律例施行を機に裁判所監倉を除き監獄はすべて内務省に所属

⑪—2 海軍は軍法会議定員を定める(海軍省甲第二二六号達)

明治七年(一八七四) ⑩ 陸軍裁判所條例・治刑條例を定める

明治八年(一八七五) ⑫—13 鎮台本分営罪犯処置條例を廃止、鎮台営所犯罪処置條例を定める(陸軍省第一四〇号達)

明治九年(一八七六) 裁判所監倉も内務省所属となる

⑭—13 海軍は裁判会議仮規則を定める(海軍省記三套第三四号達)。裁判官三名のほかに参座官(陪審)が列席す

る新制度を採る。

⑨—1 海軍裁判所事務章程が定められ、所内に庶務・鞠獄・断刑・監囚・計算の五課が置かれる。

明治一〇年（一八七七）陸軍将校免黜條例（陸軍省令第二五号達）

明治十一年（一八七八）⑧—23 近衛砲兵による竹橋騒動おこる。

⑩—12 陸軍軍人訓戒を発し、竹橋騒動にちなみ、軍人が政論を喋々、本分ではない民権などを唱え論ずることを禁じる。

明治一四年（一八八二）③—11 フランス軍制にない憲兵條例が制定される。東京憲兵隊のみ置かれる。

④—30 懲治隊概則定められる（陸軍省乙第二四号達）、不良兵卒の不定期懲治訓練部隊。のち明治三五年、全国唯一の姫路懲治隊設置される。ロシア陸軍にも懲治隊の先例をみる。

⑨—15 陸軍警察仮規則を制定（陸軍省布第二号）、陸軍での逮捕手続、取調時の拷問禁止など規定

⑫—28 陸軍刑法（陸軍省六九号布告）・海軍刑法（海軍省第七〇号布告）を制定、翌年一月一日より施行。軍刑法の独立と共に軍の罪刑法定主義を明示、階級平等主義も大きく改められる。重罪は死刑・無期徒刑・有期徒刑・無期徒刑・有期徒刑・重懲役・軽懲役・重禁獄・軽禁獄、軽罪は重禁錮・軽禁錮、附加刑は剥奪公権・剝官・停止公権・禁治産・監視・没収とする。

⑫—28 陸軍懲罰令（陸軍省乙第七三号達）を制定、明治六年の懲罰例の大改正。同年に憲兵條例（太政官第十一号達）ならびに別冊でその職掌を示す「憲兵内務書」（陸軍省令第九四一号）を示達、陸軍部内にはじめて新兵種の憲兵（襟章は黒）が置かれる。東京鎮台のみ一六〇〇名配置

明治一五年（一八八二）①—4 軍人勅諭が下賜される。「一、軍人は忠節を尽すを本分とすへし」など五箇條の御聖訓と呼ばれる。

⑧—5 戒嚴令を制定（太政官布告第三六号・明治一九年勅令第七四号で一部改正）

⑨ 陸軍裁判所を廃止（太政官第五七号達）、軍法會議を東京鎮台に置く。會議は非公開、判士長・判士（裁判官）、理事・理事試補（予審判事に相当）、録事（書記官）で構成。陸軍檢察官は憲兵將校・下士官および師團副官・旅團副官・警備司令官がこの役をおこなう

⑩ 福島事件おこり憲兵出動

明治一六年（一八八三）⑧ 陸軍治罪法制定（太政官布告第二四号）

⑨ 司法省は「軍衛の処罰を受けたる者収監及其費用」（司法省丁第二三号）として地方監獄に収監する場合の手續を示す。

⑩ 陸軍監獄則を制定（陸軍省乙第一〇九号達）

明治一七年（一八八四）③ 海軍治罪法を定める（太政官布告第八号）

⑤ 海軍監獄則を制定（海軍省丙第八〇号達）

⑨—23 加波山事件おこり憲兵出動

⑩—29 秩父事件おこり憲兵出動

明治一八年（一八八五）③ ドイツ參謀少佐メツケルを陸軍大学校御雇教官として招聘、鎮台・衛戍・徴兵などドイツ（プロシア）軍制を採り改善されてゆく。

④海軍懲罰処分法（海軍省丙第三二二号）

明治二十一年（一八八八）③陸軍省に法官部を置く（勅令第七〇号）、⑤鎮台を改編して六箇師団を設ける。

⑤衛戍條例を制定（勅令第三〇号、昭和十二年四月衛戍令と改正）。永続駐屯軍隊の秩序維持の基本を規定。はじめての陸軍衛戍監獄は赤坂第三聯隊裏にあった元虎ノ門徒刑場の建造物を代々木練兵場に移築したもの。

明治二十二年（一八八九）東京に憲兵隊司令部が置かれ、全国の憲兵を統括。六鎮台にはそれぞれ憲兵隊が置かれる。配置憲兵は約二〇〇〇名

⑩北海道の屯田兵司令部にも軍法会議を設置

明治二十四年（一八九二）⑥露国皇太子ニコライ二世が滋賀県大津で警備の巡查津田三蔵に襲われ負傷、憲兵隊は皇太子を神戸沖に碇泊の露国軍艦まで警固。

明治二十六年（一八九三）陸軍省官制の一部改正により法務部を法務局と改称、全国の軍事裁判・衛戍監獄・特赦・罪人引渡事務を統括

明治二十七年（一八九四）日清戦争により憲兵を五〇〇〇人に増員、町村にまで配置し治安維持にあたる

明治二十八年（一八九五）③—24馬関（下関）の日清講和会議で、凶漢小山豊太郎が清国全権大使李鴻章を襲い、阿部常二郎憲兵上等兵がこれを取押える

明治二十九年（一八九六）陸軍屯田監獄署が札幌市北七条西一丁目に置かれる

明治三〇年（一八九七）足尾銅山鉞毒事件に憲兵出動

明治三三年（一九〇〇）治安警察法公布

明治三五年(一九〇二) ①——陸軍懲治隊を姫路衛戍監獄内に設ける

明治四一年(一九〇八) ④陸軍刑法(法律第四六号)・海軍刑法(法律第四八号) および陸軍刑法施行令・海軍刑法施行令が制定される。同時に陸軍監獄令(勅令第三三四号)・海軍監獄令(勅令第三三五号)を定め刑法・監獄法との斉一・準用関係を調整。

明治四五年(一九一二) 吳海軍工廠のストライキに憲兵出動。

大正七年(一九一八) 米騒動が全国に波及、憲兵出動。

大正一〇年(一九二二) 陸軍軍法会議法(法律第八五号)・海軍軍法会議法(法律第九一号)を制定。判士(裁判官、法務官より加わる場合もある)・法務官(検事に該たる)・録事(書記官に該たる)・警査(戒護巡査に該たる)で構成。常設の陸軍の高等軍法会議の長官は陸軍大臣、師団軍法会議の長官は師団長、他の特設・臨時の軍軍法会議・独立師団軍法会議・独立混成旅団軍法会議・兵站軍法会議・合囲地軍法会議はその所管の司令官を長官とする。朝鮮・台湾・関東軍についても同様。

大正一一年(一九二二) 陸海軍監獄を陸海軍刑務所と呼称

大正一二年(一九二三) 関東大震災・高崎区裁判所襲撃事件に憲兵出動、軍縮の動きも影響し憲兵は二〇〇〇人という減員のもとにあった。

大正一四年(一九二五) ④治安維持法公布(法律第四六〇号)。最高刑は死刑もしくは無期懲役、各府県警察部に特高課を増設。

昭和二年(一九二七) ⑩軍部内での赤い思想・水平社差別事件の一つとして名古屋の陸軍親兵式で、北原泰作二等

兵（全国水平社員）の直訴事件おこる。

昭和三年（一九二八）⑦—3内務省に特別高等警察課を設置。

⑦—4憲兵隊に思想係を新設。

⑦—28陸軍省は各師団に対し「軍部関係要注意者策動に関する報告」を求める（陸密第三〇七号）

昭和四年（一九二九）⑦—1文部省に学生部を設ける。学生・生徒の思想調査と指導を目的とする。

昭和五年（一九三〇）憲兵制度創設五〇周年記念式典。

昭和六年（一九三一）満州事変おこる。事変直前の憲兵は内地・朝鮮・台湾・関東州・南満州鉄道関係を併せ二二

五〇名。

昭和八年（一九三三）②—20作家小林多喜二、築地警察署で拷問死。

⑥—17大阪で兵士と警察が衝突するゴー・ストップ事件おこる。

⑪軍隊内務書を施行（昭和一八年に軍隊内務令と改称）、軍営内の日常規律を詳細に規定

昭和九年（一九三四）②—19共産党活動家野呂栄太郎、警察留置場で怪死

昭和十一年（一九三六）②—26陸軍のクーデター—二六事件おこる。一部憲兵は陸軍内の皇道派・統制派という

派閥対立抗争の先兵・私兵に利用された傾向をみるとの史的批判あり

⑤—28思想犯保護観察法公布

⑦—12陸軍軍法会議による二・二六事件指揮の青年将校一五名、代々木練兵場で銃殺刑に処される。

昭和一二年（一九三七）⑦支那事変勃発、準戦時体制に移行、憲兵は軍機密のスパイ・流言飛語・過激思想抱懷者

の調査取締りに警察以上に大きく関与

⑧—14 軍機保護法を制定（法律第七二号）

昭和一五年（一九四〇）①—21 浅間丸事件おこる。国際航路の日本郵船浅間丸、房総半島、野島岬沖でイギリス軍艦に停船を命じられ臨検、ドイツ人乗客二十一人を拉致、国辱として右翼団体ら激昂。

①—27 排英運動の一環として防牒担当の陸軍将校伊藤佐又少佐（元陸軍省兵務局防衛課付の革新派将校）らによる神戸の英国領事館襲撃未遂事件おこる。憲兵隊に拘引、三月不起訴・待命の処分

⑦—27 東京憲兵隊、イギリス人をスパイ容疑で検挙。この報復として八月二日イギリスはシンガポールの在留邦人を逮捕。

昭和一六年（一九四一）③ 治安維持法の一部改正により予防拘禁の規定を加える

⑤—15 予防拘禁所官制を公布

⑫—8 太平洋戦争おこり、憲兵隊は補助憲兵を加え、軍紀取締り・治安維持に主導的・強権的役割を示す。

⑫—19 言論出版集会結社等臨時取締法（法律第九七号）

⑫—28 予防拘禁所開所

昭和一八年（一九四三）⑪—5 海軍軍法会議で懲役禁錮刑を受け刑執行中、海軍軍人・軍属などの身分を喪失した者は速やかに普通刑務所に移監するよう指令（海軍機密第四九九号）

昭和一九年（一九四四）⑧—8 司法次官通牒「特警隊錬成に関する件」（刑政甲第二八六五号）で全国刑務所の出征刑務官欠員補充のため、一級受刑者（実情は軍刑から移監の抗命などで処分された准尉・曹長・軍曹といった現場指

導力ある気骨の元下士官の受刑者も多くこれに準じ登用) を特警員として受刑者の監督補助に充て、受刑者同志の自治戒護をおこなわせる。

昭和二〇年(一九二〇)⑧—15終戦、米軍俘虜塔乗員の虐待(東部憲兵隊など)や外地(南方など旧占領地)での民間人などへの苛酷な扱いに強い憎悪が寄せられ、多くの元憲兵がB C級戦犯の罪に問われる⁽¹⁸⁾。

これらを通じていえることは、明治年間、憲兵は厳正な軍律維持あるいは内部刷新・治安の出勤に忠実に貢献しているが、やがて大正デモクラシーのもと、右翼(国士・血盟団・皇道派軍人など)左翼(赤化の学者・文化人・共産黨員など)のグループによる国家革新の嵐のなか、軍の政治関与、独裁独走体制の強化、軍閥政権の恐るべき秘密警察として肅軍にも加わり、赤化への異常な過敏と誣妄に憑かれたごとく動いたこと等々は、遺憾ながら否めぬものであった。この間、大正一二年九月一二日、甘粕正彦憲兵大尉による大杉栄・伊藤野枝夫妻殺害事件があり、昭和一八年一〇月二十一日には立憲民政党代議士として国民的人気のあつた中野正剛の「戦時宰相論」(朝日新聞掲載)に端を發した反東條内閣の論が体制側の怒りを買ひ、東條内閣倒閣を画策したとの容疑で憲兵隊に拘引され、同月二十六日自宅で割腹自殺を遂げた事件などがある。これらは憲兵隊留置場をして弾圧の特殊監獄・軍事監獄という恐怖の潜在的イメージ、マイナス・イメージを与えたインパクトある事例であることは確かである。

さらに太平洋戦争(第二次世界大戦)直前にみる独ソ不可侵条約などより、イギリスの硬化と浅間丸事件、それへの排英運動、さらには昭和一六年七月のアメリカによる在米日本資産の凍結、対日航空機用ガソリンの禁輸などの措置は、国内の緊張、時局の危機感を深め、軍部・国民への憲兵の動きに、臨戦体制への突入と国家防衛という

想定のもと、厳しい取締りをみるのである。

憲兵隊留置場の延長線上にあるといえようか、特殊監獄といえましょう一つ、予防拘禁所に過激思想抱懷者という烙印のもと隔離する保安処分施設を生んでいる。昭和一六年三月、治安維持法の一部改正により予防拘禁という保安処分規定を設け、同年五月一五日、司法省所轄の予防拘禁官制を公布、同年末の二月二八日、東京予防拘禁所が豊多摩刑務所内の七舎と呼ばれる二階建て放射状赤練瓦舎房区域に開設されたのがそれである。その取扱いにあつた官職と担当者はつぎのとおりであつた。⁽¹⁰⁾

所長 教導官 林 隆行

司法事務官兼教導官 布施 健

教導官 津川駿吉

書記兼教導官補 大洞三千三

書記兼教導官補 大畑好蔵

教導官補 関 安喜

教導官補 兼平義郎

今日においても治安維持法のもと予防拘禁所が設けられたことは残念であり非難されるものであるが、その思想の放棄・転向をめざす立法趣旨から、その官職名に教導官という高圧的でない名称を選んだということと、布施健氏はのちの検事総長、他の人々も刑務所長などとなつており、収容対象からみて司法部内の当時の人選としては温厚な人格者が選ばれている点は、一つの配慮であり救いであつたといえる。開所頭初、小菅刑務所から共産党の徳

田球一・志賀義雄らのほか、哲学者の三木清、社会主義者の山川均ら、多くの学者、文化人が収容され、平均収容人員は一日三十数人の収容率であった。戦火近づく敗戦間近かには大部分の収容者は府中刑務所へと移送され、終戦とともに解放となっている。⁽¹⁸⁾

三 兵営内の営倉とその紀律

陸軍の聯隊においては兵営内に懲戒罰の隔離監禁施設として「営倉」(兵営内の半屋)が設けられており、海軍の場合は航海中は軍艦内の禁錮室が特設され、これに充て、帰港後は所属鎮守府の海軍監獄(海軍刑務所)に収容されている。

陸軍省での営倉監督機関は軍務局兵務課に所属、軍隊内務・衛戍勤務・軍事監察を主管している。現地の聯隊・大隊・中隊における兵営内での営倉入り手続きは、軍紀違反、例えば「脱営者、帰営遅刻者」ノノ他事故アリタルトキハ臨機ノ処置ヲナシ速カニ中隊長及週番司令ニ報告スヘシ」(軍隊内務令第一一二条(5)昭和一八年八月十一日軍令陸一六号)とあり、これについて大隊・中隊附諸官・内務班長・特務曹長以下下士官らの意見上申にもとづき懲戒処分として営倉入りが決せられる。

営倉入りは内務の臨時処置として、週番副官の業務事項と軍隊内務書に左のごとく規定されている。

- 一 営倉入ノ者(留置者ヲ含ム)ノ出入ヲ承知シ風紀衛兵司令ヲシテ其受渡ヲナサシメ週番司令ニ報告ス
- 二 週番下士官ヨリ受領セシメ服装所持品ヲ検査シ営倉ニ錮シ其ノ動静倉内ノ清潔換氣ニ注意ス
- 三 営倉入ノ者ニハ准士官以上見習士官少尉候補者並中隊長週番司令ノ許可シタル者ノ外面会ヲ許サス

四 営倉入ノ者ハ成ルヘク一人宛別房ニ錮ス

五 物品ヲ所持スルコトヲ許サス但用紙及中隊長ノ許可スル書籍一冊ハ此ノ限ニ在ラス

営倉入りある場合の警備は内務衛兵の責任下に置かれる。すなわち

内務衛兵ハ司令、衛舎掛、歩哨掛、歩哨及喇叭手ヨリ成リ其ノ哨所ハ通常軍旗、御真影、営門、営倉及彈藥庫トス（軍隊内務令第一三二）

内務衛兵司令ハ週番司令ノ命ヲ承ケ内務衛兵ヲ指揮シ其ノ任務ヲ執行スルノ外営倉ヲ警守ス其ノ日常ノ業務概ネ左ノ如シ

一、上番衛兵司令ハ下番衛兵司令ヨリ申送りヲ受ケ衛舎掛ヲシテ其ノ監守ニ属スル諸物品ヲ受取ラシメ歩哨掛ヲシテ歩哨ヲ交代セシム又営倉ニ在ル者ノ人員、著装、所持品等ハ自ラ之ヲ検査ス（軍隊内務令第一三六）
という規定のもと、巡回・監視・点検がなされている。

営倉内での日常処遇はつきのごとく一章にまとめて規定されている。

軍隊内務令第十五章 営倉

第三四五 営倉ハ重（軽）営倉ニ処セラレタル者ヲ錮シ悔悟謹慎セシメ又犯行者ニシテ処分未決ノ者及一時営倉入ヲ必要トスル者ヲ留置スル所トス

営倉入ノ者ニ対スル関係上官ノ適切ナル指導は其ノ与フル感銘特ニ深刻ナルヲ以テ此ノ機会ヲ捉ヘテ薰化ニ勉ムルコト緊要ナリ

第三四六 営倉入ノ者ハ成ルベク一人宛別房ニ錮スルモノトス

第三四七 営倉各房ノ入口ニハ営倉入ノ者ノ隊号、等級、氏名、罰目、留置其ノ他必要ナル件ヲ記シタル札を掲
グルモノトス

第三四八 営倉入ノ者ハ常ニ謹慎ノ意ヲ表シ喧噪ニ互ル等ノ行為アルベカラズ又起床時限ヨリ消燈時限迄ハ横臥
スルコトヲ禁ズ

第三四九 軽営倉入ノ者ニハ消燈時限ヨリ起床時限迄毛布、蚊帳及枕ヲ与へ食物ハ平常ニ異ナルコトナシ又必要
ノトキ中隊長ハ入浴ヲ許可スルコトヲ得⁽¹⁰⁾

以下雜規定は重複もあり省略するが、営倉に限らず兵営内での喜怒哀楽は、鬼軍曹などの「おにん鬼扁に拳骨^{ケンこつ}」などと表現されるように新兵への鉄拳制裁・私的制裁の弊が新兵教育の名目で伝えられ、内務令でも厳格なる教育指導とを混同しないよう注意を促している。またこれを田河水泡の「のらくろ」(野良黒)など犬を主人公とした人気漫画でも描写され、兵隊ゴツコをさせている。これにつき私も

兵隊の最下級新兵の「二等兵」は、色々とシゴかれる。見張り(歩哨)で居眠りするなど、ドジをしては営倉に入れられたり、怪我の功名で思わず棚ボタ式に誉められたりしながら、ようやく苦勞が報われ、軍隊内という「やつとこ大尉」(ノンキヤリア組の叩き上げて、やつと大尉まで昇進した者をさす)となり、やがて退官、大陸へゆくといい筋書き。この漫画は昭和十六年、軍部より連載中止の勧告を受けているが、これは軍の規律にふざけが過ぎて国民の教育上よろしくないという趣旨のものであった。「のらくろ」は軍国主義の背景もあって、超人気の国民的漫画であったが、単に軍国主義というものではなく、下積み兵卒の悲哀がにじみ出されており、犬に託してこそ描き得た、人間味たっぷりの諷刺漫画であった。またわが国の近代長編漫画のはしりでもあったもので

ある。⁽¹⁰⁾

と論評した。野良犬黒吉のユーモアあふれるこの漫画は、おそらく當倉の悲哀を描いた唯一の漫画であろう。

四 衛戍監獄および陸海軍監獄

師団司令部所在地に衛戍監獄^{えいじよ}が置かれている。この衛戍とは本来陸軍の軍隊が永く一定地に駐屯することで、駐屯地の軍紀・風紀の監視と建造物の警備・保護は衛戍司令部が統括、その職務は衛戍勤務令という軍令により執行されている。衛戍監獄・衛戍病院などもそれら施設の一つである。

平時の常備師団は近衛師団（東京）、第一師団（東京）、第二師団（仙台）、第三師団（名古屋）、第四師団（大阪）、第五師団（広島）、第六師団（熊本）、第七師団（旭川）、第八師団（弘前）、第九師団（金沢）、第一一師団（善通寺）、第一二師団（久留米）とあり、のち改編成により京都・宇都宮の師団等があり、戦時には飛行集団・戦車集団・騎兵集団・砲兵旅団・高射砲師団といった師団・師団級の部隊編成が大巾にみられる。

陸軍衛戍監獄は大正十一年より陸軍刑務所と改称するが、衛戍監獄（陸軍監獄）・陸軍刑務所に収監服役する者は、陸軍刑法に定めるところの

戦闘遂行上の罪……敵前逃亡・逃避、奔敵（脱出可能であるのに敵の権内に入り込むなどの利敵行為）、降伏

装備取扱上の罪……武器失欠損、手入れ怠慢、不法発射

軍団統制上の罪……遅参、怠職、上官への欠礼・侮辱・抗命、従軍離脱、逃亡、機密漏洩^{ろうえい}、政治関与、結党、

反乱⁽¹⁰⁸⁾

といった犯罪が一般刑法と異なる軍人の犯罪である。特に降伏の罪は「戦陣訓」第三・軍紀(八)に「生きて虜囚の辱^{はづかしめ}を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」の考えに立ち、降伏の罪をもって、わが国軍隊独特の自決の強制を促がすものである。

軍監獄・軍刑務所^(附)の具体的処遇細則は陸軍監獄令・海軍監獄令により定められている。それは一般国民が適用される監獄法に準じ、法条・内容・構成も類似した斉一性をもつが、陸軍については軍人勅諭を両手で捧げて繰返し大声を發して朗読させ、手書きで清書させるという精神教化が中心で、午后は構内での農耕か軍事訓練である。

陸軍では陸軍監獄令施行細則第四十五條に「作業ハ懲戒矯正ノ趣旨ニ適スルヲ選ヒ衛生紀律ヲ顧慮シテ之ヲ科ス」と、特別な規定はないのであるが、農耕か軍事訓練である。

また衛戍監獄監房内での遵守事項は

- 一、軍人在監人ハ深く勅諭ノ趣旨ヲ体シ造次ニモ其ノ本分ヲ忘却スベカラス
- 二、一旦ノ罪過ハ之ヲ悔悟シ終生ノ幸福ヲ得ムコトヲ期スヘシ
- 三、恭順ヲ旨トシ獄則ノ教令ヲ謹守スヘシ
- 四、相貌ハ常ニ謹嚴ヲ保ツヘシ、笑ヲ含ミ怒ヲ表ハス等ノコトアルヘカラス
- 五、姿勢動作ヲ嚴正活潑ニスヘシ
- 六、妄リニ動止スヘカラス
- 七、檀ニ他ノ在監者ト意思ヲ通スヘカラス
- 八、音誦、独語シ又ハ歎声ヲ發スヘカラス

九、言語ヲ明晰ニスヘシ

十、作業ニ從ヒ學術科ヲ修ムルトキハ全力ヲ傾注ス

十一、教誨ヲ謹聴スヘシ

十二、毎朝父母其ノ墳墓所在ノ方位ニ向テ礼拝スヘシ

などさすが監獄であつて營倉よりはるかに厳しく、十九ヶ条にわたつて顔の表情まで獄則で統制している。

いっぽう海軍監獄令施行細則では、

第四十七条 役業ハ彈丸運搬又ハ兵器ノ手入レ其ノ他軍事ニ關係アル諸種ノ勞役事業ニシテ懲戒矯正ニ適切ナル

モノヲ選ムヘシ。但シ必要アルトキハ監獄ノ事業ニ服セシムルコトヲ得

第四十八条 彈丸運搬ハ各八尺ノ距離ニ彈丸台ヲ設ケ、一齊ノ号令ニテ順次彈丸ヲ運搬セシム 但シ一分間八回

トス

第四十九条 彈丸ハ左ノ四種トシ囚人ノ体力ニ応シ其ノ種類ヲ定ム

甲種 重量五貫目

乙種 重量四貫目

丙種 重量三貫目

丁種 重量二貫目

といった海軍独特の実戦的な砲丸運びの役業が規定としてみられる。⁽¹⁰⁾

なお帝国海軍最後の軍法會議であり横須賀海軍刑務所に収監された厚木海軍航空隊叛乱事件は徹底抗戦を叫び処

断された注目すべき事件として次のごとく付記して置きたい。

昭和二十年八月十五日、終戦の日、日本海軍最後の精鋭パイロットを擁した戦闘機隊「厚木航空隊」が、救国の至情やみがたく軍統帥の指令を拒み、連合軍に最後の決戦を挑もうとした。厚木航空隊叛乱事件といわれるのがこれである。当時、厚木航空隊司令であり、元ラバウル航空隊司令としてB29爆撃機撃墜の名手として知られる海軍大佐小園安名が、その首謀者と断ぜられ、敗戦後二カ月も経過した昭和二十年十月十五日、十六日の両日、横須賀鎮守府臨時軍法会議で裁かれた。連合軍総司令部（GHQ）の指令により、わが国の陸海軍刑法が効力を保つのは十月二十日を期限とされており、まさに期限切れ直前の軍法会議であった。

軍法会議は、裁判長に元第二艦隊参謀長で横須賀鎮守府付の小柳富次海軍少将、陪席判士には横須賀鎮守府首席参謀の小野良二郎海軍大佐、陪席法務官は由布喜久雄法務大佐、検察官には小田垣常夫法務少将という顔ぶれで構成されていた。被告人小園大佐については、

野比海軍病院に収容されてから、漸次、快方にむかい、八月二十九日、大津海軍刑務所に拘留され、さばきの日を待っていた。病院では脱走をくわだて、屋根に登ってあらぬことを口走ったりして、精神異常の症状をみせていたが、刑務所に移されてからは、すっかり平静にもどり、沈黙考なにごとかを期する態度であった。しかし、刑務所における小園の処置は、苛酷をきわめ、後ろ手を十字にくませた上、手錠をかけられていた。同じ手錠でも、これは重罪人に対するもつとも峻烈な方法であった。食事も与えられず、一滴の水すらのもむこともできず、狭い独房に投げこまれていた。むろん、排泄物もたれ流しで、喉の喝きにたまりかね、床を転げて自分の小便をすすった、という（相良俊輔『あ、厚木航空隊』二三〇頁・光人社）。

との文献があり、かつてこの横須賀鎮守府の名参謀といわれ、小園旋風で全海軍に名を馳せたこの人が、いま青衣の囚人として裁きを受ける変わり果てた姿を、だれが想像できたことであろう。

小園は二日目の十六日、海軍刑法第五九条「党与抗命罪」という反叛の罪でもって無期禁錮を宣せられ、同時に失官、横須賀の天津にある海軍刑務所に収監され、服役と決まった。軍法会議は一番判決のみであり、上訴はみとめられないのである。これとともに同月二十日、従犯である岩戸良治中尉ら行動を共にした旧部下六一名にも判決が言い渡されている。岩戸中尉は禁錮八年、中井中尉らは禁錮四年、下士官については執行猶予三年で服役を免れている。

軍刑務所（軍刑と呼んだ）の受刑者となった小園らは、十一月一日付で軍刑が解消したため、横浜刑務所に護送され、一般受刑者とともに服役することとなっている。しかし翌二十一年三月、長期用の拘禁区分に従い、型どおり宮城刑務所に護送され、ここで五年間服役、昭和二十五年八月郷里に近い熊本刑務所に移送され、昭和二十八年十月仮釈放となっている（その後、小園は昭和三十五年十一月五日、郷里の鹿児島県万世町小湊で病死、五十七歳の若さであった）。

小園のように軍法会議の判決でもって戦後一般刑務所に護送され服役した人は多く、たとえば昭和二十一年四月六日には、台湾法院および軍法会議処断の台湾関係受刑者（一三九名、うち女子四名）が引揚船で帰国、鹿児島刑務所に収容されている（『矯正年譜』三八六頁）。

昭和二十二年六月十九日の調べによれば、軍法会議処断受刑者の現在数は三二一名（宮城五四名、広島五三名、福岡三四名、熊本三〇名、岡山一四名、その他一二六名）のほり、一般の刑務所で服役している。戦い敗れても軍

律のみは生きていくという矛盾が如実に示されており、まさに戦犯者と軍法会議処断受刑者は孤立無援な「世界の孤児」であった。(11)

六 特殊な軍監獄と強制収容所事例

軍監獄は軍政の方針、戦時下という時代の流れや政治的的局面により、特殊な軍監獄や収容所が設置されている。その若干例を掲げておきたい。

(1) 姫路懲治隊………全国の衛戍監獄の不良卒を姫路に集結しており、陸上自衛隊姫路駐屯地史料館の『衛場志』に

「姫路衛戍監獄」野里門に在り、明治三十二年四月一日開庁にて。三十五年七月七日其の建物の大半を懲治隊に引渡し、更に増築及び模様替をなしたり。「陸軍懲治隊」野里門に在り、明治三十五年十一月一日の創設に係り、全国に唯此一隊あるのみ。此は本市が帝国の中央にして、交通最も利便なるによるものならんと云う」

と伝えている。この特殊部隊である姫路懲治隊の教練に最も熱心であったのは宇垣一成大將が陸軍大臣であった頃で、除隊がなく、無期限の特訓部隊で、階級も聯隊号も剥奪され、ただ歩兵・工兵・砲兵・騎兵・輜重兵しちゆうへいなどの色区分を示す襟章のみ残され、毎日毎日猛訓練を施こされたといわれている。日露戦争が勃発するや、この懲治卒、いわゆる囚人部隊は最前線に配置され、死にもの狂いで戦果を挙げている。(12)

ただ、この年のはじめである明治三十五年一月二十五日、弘前の第八師団青森歩兵第五聯隊が八甲田山耐寒雪中行軍で二一〇名が遭難、一九七名が凍死するという惨事があり、軍事訓練強行による貴重な兵員の犠牲につき非難

のあった年でもある。

(2) アウシュビッツ強制収容所……ポランド南部クラーク地方の工業都市アウシュビッツ Auschwitz (ポランド名 Oswiecim) 郊外にあるこの強制収容所は、ナチス・ドイツが親衛隊のハイドリヒを責任者に据え、第二次世界大戦中の俘虜およびヒトラーの人種差別観(一九四二年二月ベルリン郊外のヴァンゼー会議で決定)より、ユダヤ人を主とした一般市民をここに貨車で連行、常時二五万人を収容している。広大な敷地に四〇個所のキャンプ(収容所)を設け、強制労働させるいっぽう、入浴と偽り毒ガス(チクロミンBガス)噴出の浴室(実際は人体処理場・焼却炉)に誘導、一九四五年一月に解放されるまでの五年間に毒ガス死・栄養失調・伝染病などで四百万人も生命を奪っており、ユダヤ人を組織的に抹殺(ユダヤ狩り)することを目的とした秘密の巨大な特殊軍事監獄といえるものであった。現在もガス室と煙突、監視塔とその前に遺る墓地などが遺構として当時のまま保存されている。なお同種の小規模施設として、このほかオーストリアのマウトハウゼン、ドイツのダッハウ・ベルゼン・ブーヘンバルトなどにもあった。なおドイツ議会で永年論議されたこれらユダヤ人犠牲者の追悼碑・資料館は、一九九九年六月に二〇〇〇年着工ということで本決まりとなっている。

(3) アメリカの日系人強制抑留所……太平洋戦争の開戦により敵性外国人「ジャップ」(移民の在米日系人・日系二世)の資産を凍結、アメリカ中部の砂漠地帯の強制収容所、あるいはカリフォルニア日系人強制収容所などを設け、鉄条網で囲い身柄を抑留している。いわば戦時体制下のものと設けられた交戦国・敵性外国国民の強制収容所、軍の監視下に置かれた強制収容所である。

(4) ニューロンベルクの国際軍事裁判拘禁所……第二次世界大戦終了と同時に、かねて一九四二年(昭和一七

年)一月二三日、連合国間で合意のセント・ゼームス宣言(戦犯処理方針)、一九四五年(昭和二〇年)八月八日のロンドン協定にもとづき、ナチス・ドイツの戦争指導者をドイツのバイエルン州のニュールンベルク Nürnberg で戦犯として裁く国際軍事法廷が開かれた。連合国ドイツ管理理事会の拘禁所に拘束中のゲーリングら二四名が平和・人道の罪でA級戦犯として起訴され、ナチス政権が犯罪的国家団体として断定され、一九四六年(昭和二十一年)一〇月一日、絞首刑の判決がつぎのごとく下されている。

ゲーリング Göring 航空相

リッペントロップ Ribbentrop 外相

ローゼンベルグ Rosenberg ナチの哲学者でイデオロギー指導者

カイテル Keitel 元師、軍幕僚長

ヨードル Jodi 上級大将、陸軍総司令官

フリック Frick 内相

ザイス・インクワルト Seyss II Inguart オランダ総督

カルテンブルンナー Karftenbrunner ナチス保安隊長

フランク Frank ポーランド総督

ザウケル Saukel 外国人労働監督官

シュトライヒャー Streicher フランコニア州総督

ホルマン Borman 総統官房長

このうちゲーリングは判決の前夜に青酸カリによる自殺を遂げており、他は同月一六日死刑の執行がなされている。

(5) スガモ・プリズン……極東国際軍事裁判(東京裁判)の被告とされるA級・B・C級戦犯を収容した監獄である。その推移を略年表で示せばつきのごとくである。⁽¹⁵⁾

昭和二〇年(一九四五)一月一日 米第八軍一〇六五部隊、東京拘置所を接收し、巢鴨プリズン SUGAMO

PRISON と呼称

昭和二〇年(一九四五)一月一四日 米軍の大森収容所より巢鴨プリズンへの収容など業務開始

昭和二三年(一九四八)二月二三日 東條英機、土肥原賢二、広田弘毅、板垣征四郎、木村兵太郎、松井石

根、武藤章はA級戦犯として絞首刑執行される。

昭和二五年(一九五〇)一月二三日 オランダ関係戦犯六八四名を収容、巢鴨プリズン人口は一、八六二名の最

大収容人員を記録。

昭和二五年(一九五〇)六月二五日 朝鮮戦争はじまり、巢鴨プリズン配属のアメリカ軍将兵は朝鮮に出兵、戦

犯者の処遇は急速に緩和へと向かう。

昭和二六年(一九五二)九月九日 対日平和条約調印される。講和条約恩赦などに備える事務手続上と、外地B

C級戦犯などの受入れの都合もあり、各地軍法会議の引継は、復員裁判所を経て指定の内地地方裁判所に引継がれる。⁽¹⁶⁾

昭和二七年(一九五二)四月二八日 対日平和条約発効、巢鴨プリズンの管理が日本側に正式移管。戦犯者一同

が期待した特赦出所の夢が崩れ、失望と虚脱が巢鴨プリズン内に漂う。

昭和二七年（一九五二）五月二日 B C級戦犯者の労作、巢鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』成る。戦犯裁

判の真実を綴り、不当拘禁を世界に叫ぶ。⁽¹⁶⁾

昭和二八年（一九五三）二月一日 巢鴨遺書編纂会『世紀の遺書』を刊行、戦犯処刑者六九二名の遺書を収録。

昭和三〇年（一九五五）この年、A級・BC級の戦犯、続々と仮出所。

昭和三三年（一九五八）五月三日 巢鴨最後のBC級戦犯一八名釈放され、巢鴨プリズン一二年二ヶ月の歴史を閉じる。

この巢鴨から戦犯者が去って僅かに二十三年を経、巢鴨プリズン取壊しの跡に超高層ビル「サンシャイン・シティ」が聳え、その痕跡を伝えるに留まっている。私はこの感慨を

日本銀行・小石川砲兵工廠と共に東京の三大建築とまで称された明治二八年完成の巢鴨監獄から、昭和二二年市ヶ谷から移転改築の東京拘留所に、そうして占領軍下の巢鴨プリズンへと、想像もつかぬ変容を経て今まさに歴史の彼方へ消え去ろうとしている。

ポツダム宣言第一〇条「吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へるべし」との一方的・無条件な条項を受けとめた敗戦の象徴そのものであり、国民的恥辱と、戦争と平和という人類の英智を問う課題を遺した世紀の礎石である。したがって、その礎石に焼きつけられたパール判事の『日本

無罪論」、巢鴨遺書編纂委員会の『世紀の遺書』、巢鴨法務委員会の『戦犯裁判の実相』など、戦犯といわれる人々の叫びを「こころ」とするならば、その舞台となった巢鴨プリズンの遺構は、まさにその「かたち」を伝えるものである。⁽¹¹⁾

と記した。ところで昭和六十一年、巢鴨プリズン取壊しの跡地一角に区立公園が造成され、そこに「永久平和を願って」の文字を刻む石碑（裏面に「第二次世界大戦後、東京市谷において極東国際軍事裁判所が課した一部の刑が、この地で執行された。戦争による悲劇を再びくりかえさないため、この地を前述の遺跡とし、この碑を建立する。昭和五十五年六月）が建てられた。

この碑をめぐる地元豊島区の平和団体・労働組合などが「戦犯を戦争犠牲者にすりかえ讃^{たた}える意図」「軍国主義の亡霊」といったスローガンを掲げ、戦犯記念碑違憲訴訟（弁護団長青山盛雄氏）を提起、愛知県蒲生郡三ヶ根山の「殉国七士の墓」「戦友会の碑」などの調査・批判と連動した市民運動がみられた。

私も昭和六十一年二月七日と五月二十六日の二回、学術証人として意見の陳述を求められたのであるが、遺跡の碑には、①後世に警告や教訓性を遺すもの、②民衆のため犠牲となった同情すべき事実を伝えようとする供養性のあるもの、③ある功績を永く伝えようとする顕彰性のあるもの、④大きな歴史的事実が存在したことを伝えようとする記録性をもつものなどに分けられるとし、つぎのごとく論述した。

すなわち、この元施設北角は、東京裁判の仮設刑場区域の一角に該たるということは、地元民もほぼ周知の事実であり、私自身も測量したわけではないが、見なれた周囲の隣接建物や道路の位置関係などより、原告団が指摘する図面の輪郭の範囲内にあることは否定せず、ただ原告の云う石碑の位置が四号処刑台跡で、東條英機をたたえる

という意味合いの指摘については、処刑に立会ったわけではなく、連合国軍の手になる密行の処刑であるため断定的な陳述は出来ないと述べたものである(同裁判速記録)。結論的に云ってこの碑は、国際軍事裁判という名のもとに処刑のあった世界的レベルの歴史的事実が、この地であったことを、事實は事実として伝える性格のものであって、A級戦犯を讃えるために建てられた碑ではないことを強調した。⁽¹¹⁸⁾

(6) ベトナムのS 21収容所……一九七〇年代後半、ベトナム戦争でのポル・ポト政権下において、この収容所で政治犯一六、〇〇〇人を尋問処刑したといわれている。現在のカンボジア政権下ではツールスレン虐殺博物館となっており、国連のカンボジア虐殺資料センターがその実情の調査にあたっている。

(7) 旧ユーゴスラビア戦争犯罪法廷の問題……平成十一年(一九九九)、現在なお未解決のユーゴスラビア・コンボ自治州の民族紛争にからみ、北大西洋条約機構(NATO軍)は空爆を実施、和平でユーゴ軍撤退のあと、アルバニア系武装組織コンボ解放軍のセルビア人への報復や、ユーゴ部隊に協力・加担したというロマ人(中世インドから移住のジプシー)への報復なども伝えられ、民族和解どころか相互の憎悪は根深く、泥沼の様相を呈している。これらの責任追及としてユーゴ現大統領ミロシエビチ、元セルビア人勢力指導者カラジッチ氏らを戦争犯罪者(人道の罪)として国連に提訴しており、アメリカ国務省は、逮捕すれば最高五百万ドル(約六億円)の報償金(懸賞金)を出すと報じており、今後の動向が注目されている。

(8) トルコの政治犯の刑務所内裁判……クルド問題(アリア系系の半遊牧民族で民族自立を求めるクルド人の運動)で十五年間武装闘争を続けてきたクルド労働党指導者オジャラン議長が逮捕され、トルコのイスタンブール沖にあるイムラリ島刑務所(政治犯収容所)に拘禁中であったが、平成十一年(一九九九)六月二十九日、同刑務所内

に特設された国家公安裁判所（構成裁判官は軍人を多く含み、軍法会議同然）で国家反逆罪により死刑判決が下されている。これに対し、欧州人権裁判所およびクルド人を多く抱えるドイツなどより刑の執行をしないよう求めており、コンボ問題同様、民族紛争からむ戦争裁判の新傾向として注目される問題となっている。

- (72) 団藤重光『刑法紀行』四二三頁・創文社
- (73) 前掲書(61) 八五頁
- (74) 前掲書(14) 八八頁
- (75) 前掲書(72) 一九一頁
- (76) 一又正雄稿「グロチウス」・宮澤俊義『法律思想家評伝』一一頁所収を要約引用
- (77) 穂積陳重『法窓夜話』三三〇頁・有斐閣
- (78) 前掲書(14) 一一九頁
- (79) 前掲書(14) 一一九頁・一二〇頁を要約引用
- (80) John Stow, *The Survey of London* (1600年頃). Ben Weinreb and Christopher Hibbert. *The London Encyclopedia* (Macmillan 1983). H. T. Sutton and P. T. Hammond, *Tower of London* (1977). Bagust. H., London
Through the Ages, 1982.
- ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典』①七五一頁以下イギリス史の項 (TBSブリタニカ)
- (81) 前掲書(14) 一八九頁・一九〇頁
- (82) 久米邦武編・田中彰校注『米欧回覧実記』(一)一〇三頁・岩波文庫
- (83) フランソワ・フュレ・大津真作訳『フランス革命を考える』二〇〇頁・岩波書店
- (84) 津田内匠「チェルゴの経済改革と挫折」『特集・フランス革命とナポレオン』歴史読本平成元年七月・フランス革命二〇〇年記念号四九頁・新人物往来社

- (85) 本城靖久・渡部雄吉『紀行フランス革命二〇〇年』新潮社
- (86) 前掲書(14) 一六五頁
- (87) 箕作元八『フランス大革命』全三卷(一九一九―一九二〇年)富山房。高橋幸八郎『市民革命の構造』一九五〇年・御茶の水書房。アルベール・ソブール『フランス革命』上・下(小塚瀬卓三・渡辺淳訳)一九五三年・岩波新書。前川貞次郎『フランス革命史研究』——史学史的考察——一九五六年・創文社。アベール・マチュエ『フランス大革命』全三卷(ねづまさし・市原豊太訳)一九五八―一九五九年・岩波文庫。河野健二『フランス革命とその思想』一九六四年・岩波書店。ジョージ・リューデ『フランス革命と群衆』(前川貞次郎・服部春彦・野口名隆訳)一九六三・ミネルヴァ書房。ポール・ニコル『改訳・フランス革命』(金沢誠・山上正太郎訳)一九六五年・クセジユ文庫。ミシュレ『フランス革命史』世界の名著37(桑原武夫・多田道太郎・樋口謹一訳)一九六八年・中央公論社。ジョルジュ・ルフェーヴル『一七八九―フランス革命序論』(高橋幸八郎・柴田三千穂・遅塚忠躬訳)一九七五年・岩波書店。河野健二『フランス革命二〇〇年』一九八七年・朝日選書。リン・ハント『フランス革命の政治文化』一九八九年・平凡社。長谷川正安『フランス革命と憲法』一九八四年・三省堂。拙稿「刑事司法からみたフランス革命」中央学院大学総合科学研究所紀要第七卷一号・一九八九年一〇月
- (88) E・パーク『フランス革命の省察』一九六九年・中央公論社『世界の名著』三四卷、星野智・土橋貫稿「パークの政治哲学とフランス革命の省察」(星野智編『現代政治学の透視図』二六七頁以下・一九九九年・世界書院)
- (89) 河野健二・樋口謹一『フランス革命』世界の歴史(15)一九八頁・河出文庫
- (90) 正木亮『志願囚』七四頁・河出新書
- (91) 中山研一『ソビエト法概論』刑法・四八頁・有信堂
- (92) 宮崎昇『ソビエト刑法講座』二二八頁・立花書房。宮崎昇・中山研一共訳『ソビエト刑法論』(一九四八―六二年『ソビエト刑法教科書』国立出版所)

- (93) 佐々木孝次「ドストエフスキーとネチャーエフ」『ドストエフスキー全集月報10』昭和四二年四月・筑摩書房刊
八卷付録所収
- (94) 前掲書(48) 一七八頁・二〇八頁
- (95) 拙著『刑事政策講義』政治犯罪の項一一一頁・信山社
- (96) F・クブチンスキー・小田川研二訳『松山捕虜収容所日記』——ロシア将校の見た明治日本——中央公論社。なお戦前は「俘虜」、戦後は「捕虜」の文字が用いられているのでこれに従う。才神時雄『松山収容所』——捕虜と日本人——中公新書。吹浦忠正『捕虜の文明史』新潮選書
- (97) 富田弘訳「デイ・バラツケ」(板東俘虜収容所新聞)・県立愛知大学紀要にも収録。林啓介『板東俘虜収容所』阿波文庫
- (98) 拙著『網走監獄年表』(小冊子) 一七頁・網走監獄保存財団
- (99) 『外務省文書』終戦連絡各省委員会執務報告所収
- (100) 明文館編集部『沖楨介と横川省三』ほか
- (101) 前掲書(30) 八四頁
- (102) 拙稿「日露戦争前年における軍法会議処断囚事例(二)——小倉衛成監獄文献からみた一考察——雑誌『西日本文化』九二号一九頁以下所掲・昭和四八年六月二日・西日本文化協会刊
- (103) 清浦奎吾『明治法制史』全・明法堂。小早川欣吾『明治法制史論』公法之部下巻・巖松堂。手塚豊『明治初期刑法史の研究』慶応義塾大学法学研究会。細川龜市『日本近代法制史』有斐閣。我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光編『日本政治裁判史録』第一法規。松下芳男『陸海軍騒動史』くろしお出版。大谷敬二郎『昭和憲兵史』みすず書房。前掲書(48)
- (104) 法曹会編『司法部職員録』昭和十九年版

- (105) 前掲書(38)二九九頁
- (106) 大濱徹也・小池郁郎編『帝国陸海軍事典』収録の内務令・同成社。現代法制資料編纂委員会編『戦争・軍事法令集』国書刊行会。
- (107) 拙著『漫画考現学』九一頁・近代文芸社
- (108) 日高巳雄『軍刑法』、同『軍法会議法』新法学全集・昭和十三年刊・日本評論社。菅野保之『陸軍刑法原論』昭和十五年刊・松華堂
- (109) 大正十一年から一般監獄は刑務所と改称、これに準じて陸海軍監獄も軍刑務所と改称。一般刑務所からは「軍刑」と略称して呼ばれる。
- (110) 前掲書(30)三六三頁に収録
- (111) 前掲書(38)三〇一頁
- (112) 前掲書(30)三六二頁・懲治隊の項
- (113) ウェルナー・マーザー著・西義之訳『ニールンベルク裁判』TBSブリタニカほか。
- (114) 拙著『巣鴨プリズンの遺構に問う』——戦犯者の面影と幽囚の日々——慎書房
- (115) 講和恩赦による軍法会議引継裁判所は前掲書(38)三一八頁に集録
- (116) 茶園義男・重松一義共著『補完・戦犯裁判の実相』不二出版
- (117) 前掲書(114)三頁・八二頁
- (118) 拙稿「戦争犯罪碑をめぐる住民訴訟」——学術証人としての可否と史的評価——中央学院大学創立二〇周年記念論集 一頁以下・昭和六一年